

2024 学生生活の手引き

CAMPUS LIFE



国立大学法人

電気通信大学

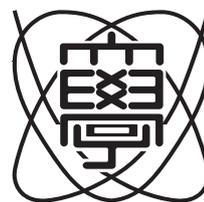
The University of Electro-Communications

～電気通信大学の校章の由来～

電気通信大学の校章は、本学が新制大学として発足した昭和24年に行われた学生・教職員を対象とした懸賞募集により採択されました。

原形は、二つの電波が描く「リサージュ」と呼ばれる図形で、そのうち周波数比5対6に表れる形をデザインしています。これは、東日本の50ヘルツと西日本の60ヘルツの商用電源周波数に対応しており、“日本全体の調和”の意味をこめて採用されました。

校章には、「電気通信大学という地名の付かない大学名を採用し、日本全国に開かれた大学を創ろう。」という建学の精神が表れています。



コミュニケーションマーク

平成22年4月の新学部設置に合わせ“生まれ変わる大学”のイメージを生み出し、また、社会に開かれた親しみのある大学のイメージを広く浸透させるために、本学の英文略称である「UEC」の3文字を図案化し、コミュニケーションマークに決めました。（令和3年度にマークをマイナーチェンジしました。）



はじめに

この『キャンパスライフ（学生生活の手引き）』は、学生生活の手助けとなるよう、本学の様々な手続きや関連の情報を掲載しています。

学生生活において、分からないことや困ったことがあれば、ひとりで悩まず、各係等の窓口に相談してください。修学、学生生活、課外活動、就職、福利厚生、経済支援など各種の相談・サポート体制が設けられており、問題の解決に向けて一緒に考えていきます。

高等学校までの生活とは違い、大学では大きな自由と選択が与えられています。そのため、自分の満足のいく大学生活を過ごせるかどうかは、あなた自身の意志と行動にかかっています。誤った道に陥ることなく、輝かしい未来に向けて自らの道を切り開いていかれることを願っています。

履修については『学修要覧』、附属図書館については『図書館利用案内』に詳しい内容が記載されています。また、ホームページや各種の広報誌でも、あなたの学生生活を充実させるための有益な情報を得ることが出来ます。随時、これらを活用し、ぜひ、かけがえのない＜自分色＞のキャンパスライフをデザインして行ってください。

目次 (CONTENTS)

キーワード	4
1・基本情報	
○令和6年度学年暦	6
○キャンパスマップ	7
○学生関係の窓口	8
○窓口時間	8
○窓口の場所	9
○UEC学生ポータル	10
○大学への連絡・問い合わせ	11
2・窓口案内（修学・生活上の手続）	
○早わかりナビゲーション	12
○願い出・届け出・証明書	13
○学籍の異動（休学・退学等） （氏名・住所・本籍地の変更／休学／復学／退学／再入学／除籍／懲戒／他大学再受験）	14
○授業料 （口座振替制度／授業料）	16
○学生旅客運賃割引証（学割証） （団体旅行割引／不正使用について）	16
○学生証 （通学定期券の購入方法／教育実習用の定期券の購入方法）	17
3・修学支援ガイド	
○授業時間	18
○履修・授業・試験 （履修／授業時間割・教室・担当教員／休講／欠席届／交通機関の運休による休講／定期試験／受験上の注意／ 成績／不正行為／各種審査（学域））	18
○障害学生の修学支援	19
○進路 （進学／就職／各種資格）	20
○教育研究センター（等）・教育研究支援センター	20
4・学生生活支援ガイド	
○奨学金 （日本学生支援機構／地方公共団体等の奨学制度）	21
○授業料の免除と延納	23
○国民年金保険料学生納付特例	24
○キャンパスルールと危機管理 （連絡先の変更／個人への連絡／マナーとモラル／遺失物・拾得物／盗難の防止／飲酒／インターネット／ 悪質商法／安全管理／安否確認システム）	24
○アルバイト	26
○住居の斡旋	27
○学生寮・学生宿舎	27
○心と体の健康のために	27
○学生生活総合補償制度 （学生教育研究災害傷害保険／学研災付帯賠償責任保険）	29
○病院・最寄りの公共機関	31

○学生相談制度	32
(学生何でも相談室／学生支援担任制度とオフィスアワー／ハラスメント／障害学生支援室／学生メンター制度)	
○通学	33
(公共の交通機関の利用／自転車通学／自動車・オートバイ通学の制限／自転車駐輪場案内)	
○課外活動	35
(課外活動のルール／大学公認課外活動団体・サークル)	
○諸行事	38
(新入生歓迎行事／リーダーシップセミナー／体育祭／調布祭／国公立大学連合行事／留学生のための行事)	
○図書館の利用	39
(図書館サービスの内容)	
○国際交流	40
(学生交流協定／留学情報／派遣学生のための奨学制度／海外渡航時の安全確保について／ 海外留学保険及び派遣留学生危機管理サービスへの加入について)	
○学生時代の思い出をたくさん作ろう！	44
(学生表彰制度／ボランティア／ボランティア活動に参加する際の注意／キャンパス環境を皆で良くしよう)	
5・学生生活支援施設	
○体育施設	45
○講堂	45
○課外活動共用施設	45
(サークル会館／大学会館4F)	
○施設の予約方法	46
(教室／体育施設・課外活動共用施設／施設が使用できる時間)	
○施設使用上の注意事項	47
○食堂・売店等	49
(生協(生活協同組合))	
○菅平セミナーハウス	50
○浜見寮	50
○その他の研修施設	51
(大学セミナーハウス／青少年交流の家)	
○UECコミュニケーションミュージアム	52
○電気通信大学同窓会 目黒会	52
○電気通信大学学園活動後援会	52
○国立科学博物館の利用について	53
○電気通信大学学生準則	54
○国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程	56
○電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程	64
○令和2年改正電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程	70
附則第2項に基づく経過措置に関する要項	
○電気通信大学休学、復学、退学及び除籍に関する規程	71
○電気通信大学入学料・授業料未払いによる除籍に関する細則	74

キーワード

あ		さ	
悪質商法	26	再入学	15
アルバイト	26	サークル	37
安否確認システム	26	サークル会館	45
遺失物・拾得物	25	資格	20
イベント	35	試験	18
インターネット	25	自習スペース（憩いの場）	7
音楽室	46	施設の使用・予約	46
か		実習用通学証明書	17
課外活動	35	自転車通学	33
学園活動後援会	52	自動車・オートバイ通学	33
学外研修施設	51	集会室	46
学生交流協定	40	住居の斡旋	27
学生準則	54	就職	20
学生支援センター	8	住所等（電話・氏名・本籍地）の変更	14
学生支援担任（オフィスアワー）	32	授業期間	6
学生証	17	授業時間割	18
学生生活総合補償制度	29	授業料の支払い	16
学生相談（学生何でも相談室）	32	授業料の免除・延納	23
学生表彰制度	44	授業料未払い（除籍）	15
学生メンター制度	32	障害学生支援室	19
学生寮	27	奨学金	21
学籍	14	証明書	13
学年暦	6	食堂・売店	49
校友会	37	除籍	15
学生旅客運賃割引証（学割証）	16	新入生合同研修	6
危機管理	24	菅平セミナーハウス	50
キャンパスマップ	7	生協	49
休学・復学	14	青少年交流の家	51
休業期間	6	成績	19
休講	18	創立記念日	6
行事	38	卒業研究着手審査	19
欠席	18		
健康診断	6, 28		
国際交流	40		
国民年金保険料学生納付特例	24		

た

体育館	45
体育祭	6, 38
退学	14
大学会館	46
大学公認課外活動団体	37
大学への連絡、問い合わせ	11
多摩川運動場	45
多目的ホール	46
団体の設立・継続	35
駐輪場	34
懲戒	15
調布祭（大学祭）	6, 38
通学区間の変更	17
通学定期	17
手続き	12
テニスコート	45
電話番号	8, 11
盗難	25
特別健康診断	28
図書館	39
届け出	13
トレーニングルーム	45

な

日本学生支援機構	21
----------	----

は

浜見寮	50
ハラスメント	32
病院・公共機関	31
物品の貸し出し	36
放射線及び有害物質取扱者の 血液、尿検査	28
保険（学研災・学研賠）	29
保健管理センター	27
ボランティア	44

ま

窓口	8
目黒会（同窓会）	52
メール（E-Mail）	8

や

UEC学生ポータル	10
UECコミュニケーションミュージアム	52

ら・わ

リーダーシップセミナー	38
履修	18
理髪店	49
留学	40
留学生のための行事	38
和室	46

1・基本情報

○令和6年度学年暦 (ACADEMIC CALENDAR) ※最新の情報はホームページにてご確認ください

※情報理工学域を中心に表記しています。(大学院は日程・休講等が異なりますので、ホームページをご参照ください)

行事等	日程	休講
前学期／春ターム・夏ターム		
特別編入学生オリエンテーション	4/2 (火)	
入学式	4/4 (木)	
新入生オリエンテーション	4/4 (木)・4/5 (金)	
新入生合同研修	4/6 (土)	学域夜間主 (終日)
春ターム／前学期授業 (1)	春ターム4/6 (土)～6/3 (月) 前学期授業 (1) : 4/6 (土)～6/5 (水)	
健康診断	身長・体重、血圧 : 4月上旬～4月中旬 内科診察、尿検査、レントゲン : 5/13 (月)～5/17 (金)	
学友会定期総会 (前期)	5/21 (火)	学域 (昼間・夜間主 (5～7時限))
春ターム試験	6/4 (火)・6 (木)	
夏ターム／前学期授業 (2)	6/7 (金)～7/29 (月)	
授業日数確保のための特例措置	7/15 (月) (海の日)	令和6年度は授業日数確保のための特例措置として休業とせずに授業を実施する。
授業等調整日	昼間コース : 4/20 (土)・5/18 (土)・6/15 (土)・7/13 (土)	
夏ターム／前学期試験	7/30 (火)～8/5 (月)	
夏季休業	8/6 (火)～9/30 (月)	
教職科目授業 : 集中講義	8月下旬～9月下旬	
後学期／秋ターム・冬ターム		
秋ターム／後学期授業 (1)	秋ターム : 10/1 (火)～11/28 (木) 後学期授業 (1) : 10/1 (火)～12/4 (水)	
体育祭	10/15 (火)	全学 (終日)
学友会定期総会 (後期)	10/30 (水)	学域 (昼間・夜間主 (5～7時限))
第73回調布祭	11/22 (金)～11/24 (日)	全学 (11/21～11/25終日)
秋ターム試験	12/3 (火)・12/5 (木)	
授業日数確保のための特例措置	10/14 (月) (スポーツの日)・11/4 (月) (振替休日)・2/11 (火) (建国記念の日)	令和6年度は授業日数確保のための特例措置として休業とせずに授業を実施する。
冬ターム／後学期授業 (2)	12/6 (金)～12/26 (木)	
冬季休業	12/27 (金)～2025/1/5 (日)	
冬ターム／後学期授業 (3)	昼間コース : 1/6 (月)～2/7 (金) 夜間主コース : 1/6 (月)～2/8 (土)	
大学入学共通テスト	2025/1/18 (土)・1/19 (日)	全学 (1/17 1時限～1/19終日)
授業等調整日	昼間コース : 10/19 (土)・11/16 (土)・12/14 (土)・2025/1/25 (土)	
冬ターム／後学期試験	昼間コース : 2025/2/10 (月)～2/14 (金) 夜間主コース : 2025/2/10 (月)～2/15 (土)	
春季休業	昼間コース : 2025/2/15 (土)～4/3 (木) 夜間主コース : 2025/2/17 (月)～4/3 (木)	
卒業式	2025/3/25 (火)	

○学生関係の窓口

部署	場所	窓口	係・担当	業務内容	TEL	E-Mail
教務課	本館1F		教務係	学事日程、入学式、卒業式	042-443-5075	kyomu-k@office.uec.ac.jp
		①	大学院教務係	大学院の授業、履修、試験、学位申請	042-443-5073	daigakuin-k@office.uec.ac.jp
		②	学域教務係	学域の授業、履修、試験	042-443-5077	gakubu-k@office.uec.ac.jp
		③④	情報管理係	休・退学、復学、諸審査、各種証明書	042-443-5078	johokanri-k@office.uec.ac.jp
学生課	本館1F	⑤	学生係	通学証明書、車両の一時入構、自転車登録、遺失物、学生納付特例	042-443-5087	gakusei-k@office.uec.ac.jp
		⑦	経済支援係	入学料・授業料免除等、奨学金（日本人向け）	042-443-5089 042-443-5090	keizai-k@office.uec.ac.jp
		⑧	学生宿舎担当	学生寮全般	042-443-5083	student-dorm@office.uec.ac.jp
		⑨	課外・厚生係	課外活動、物品の貸出、体育施設・福利厚生施設の利用、学生保険	042-443-5085 042-443-5086	kagai-k@office.uec.ac.jp
キャリア支援センター	東2号館1F		就職支援係	学生の就職支援	042-443-5110	shushoku-k@office.uec.ac.jp
国際課	東2号館1F		留学生交流係	留学生の受入れ、奨学金（留学生向け）派遣留学	042-443-5117	ryugakusei-k@office.uec.ac.jp
入試課	本館1F		入学試験係	学域の入学者選抜、学生募集	042-443-5103	open-camp@office.uec.ac.jp
			大学院入試係	大学院の入学者選抜、学生募集	042-443-5102	
学生支援センター	B棟1F		障害学生支援室	障害学生の修学支援	042-443-5084	shien@office.uec.ac.jp
			学生何でも相談室	学生相談	042-443-5135	gakuseisoudan@office.uec.ac.jp

○窓口時間

場所	コース	月曜日～金曜日	土曜日
本館 1階 (教務課・学生課)	学域昼間・大学院	9:00～17:00	
	学域夜間主	9:00～20:00	9:00～17:00
B棟 1階 (学生支援センター 学生サポートルーム)	障害学生支援室 学生何でも相談室	9:00～17:00	
本館 1階 (入試課)		9:00～17:00	
東2号館 1階 (学生課就職支援室) (国際課)		9:00～12:00 13:00～17:00	

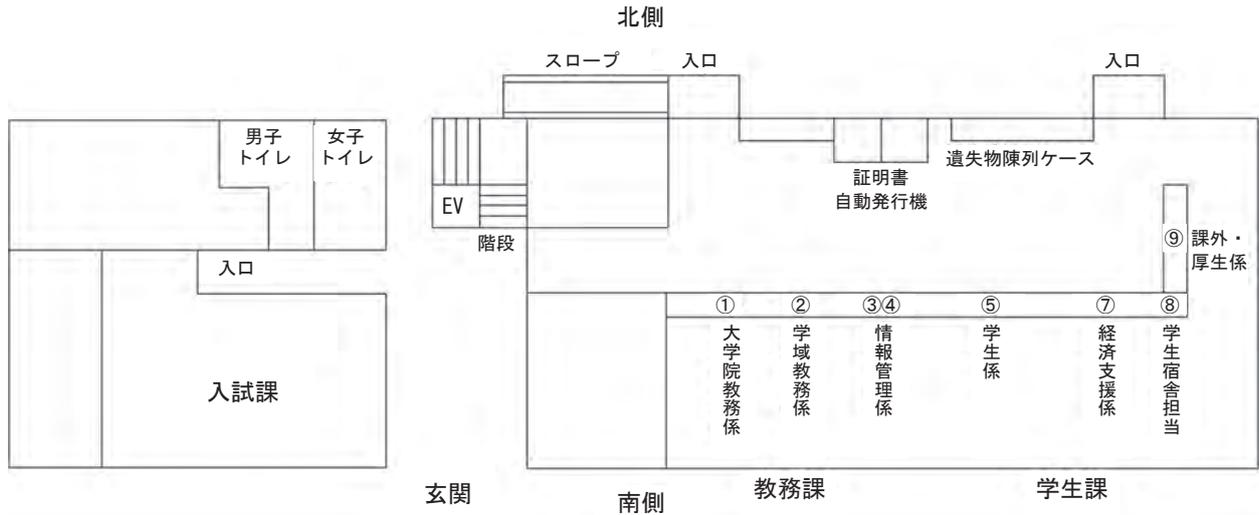
※ 日曜、祝日、夏季一斉休業、年末年始、入学試験の準備日及び当日は窓口を休止します。

また、休講を伴う行事（学友会総会等）、休業期間等の窓口は17時までとなります。

※ 証明書自動発行機の稼働時間は、窓口時間と同じですので注意してください。

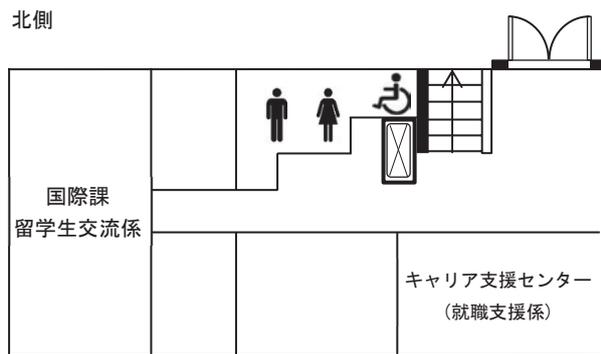
○窓口の場所

<本館>

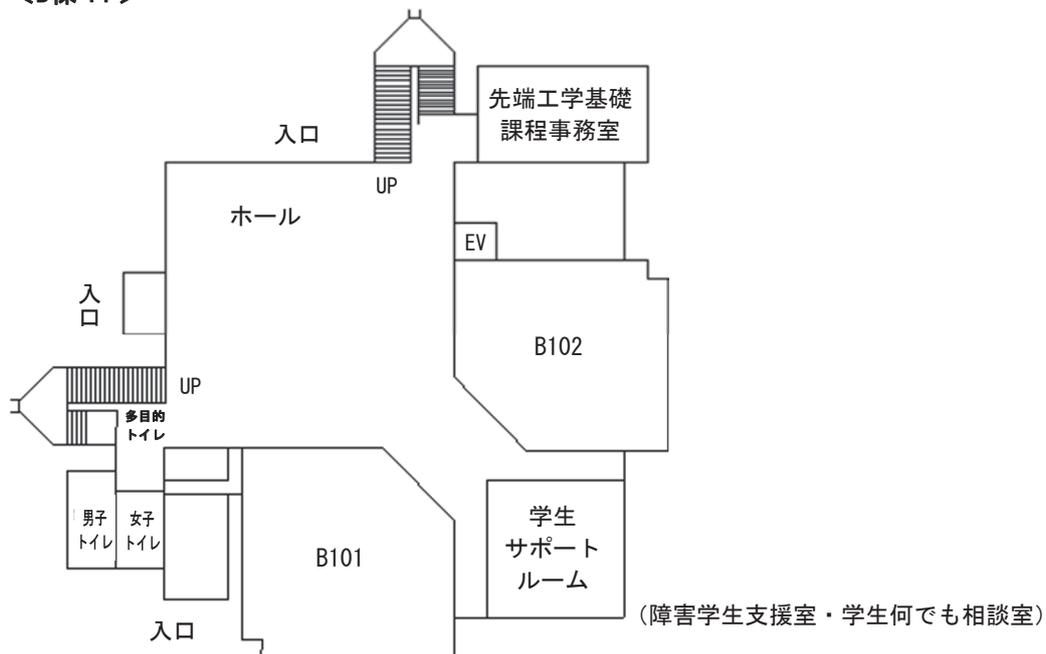


※ 授業料納入の問合せ、浜見寮・菅平セミナーハウスの施設使用料の納入は、財務課出納係。
 (本館2階) (月～金・9:00～16:30 [12:00-13:00を除く] 現金の納入は16:00まで)

<東2号館1F>



<B棟1F>



OUEC学生ポータル

大学からの主要な連絡は、原則としてUEC学生ポータルの「掲示板」機能、「メッセージ」機能から通知しますので、毎日確認するようにしてください。

<https://portalweb.uec.ac.jp/Portal/>

「掲示板」機能

「掲示板」は、対象学生の範囲を限定してできる限り必要な人にだけ通知が届くように設定していますが、通知漏れを防ぐために広めの範囲設定が必要ですので、自分に直接関係のない通知もありますがご了承ください。

「掲示板」は、情報の氾濫を避けるため掲示の開始日および終了日を設定しています。とっておきたい情報は、「一時保存」ボタンで保存することができます。

自分でメール転送の設定をすれば「掲示板」が更新された際のお知らせをメールで受け取ることができます。

「メッセージ」機能

学生個人に向けた通知は「メッセージ」機能で行います。メッセージへの返信は大学側で返信可能としたメッセージに対してのみ学生側から返信することができます。

休講及び補講に関する情報は「メッセージ」機能を使って大学から通知しますので必ず確認してください。

メッセージを受信するとUECメールに受信通知が自動で送信されます。

「スケジュール」機能

学生本人が自分の予定を入力してスケジュール管理に利用することができます。

「時間割」機能

学生が履修登録を行った科目が自動で表示されます。時間割の確認に活用するほか、ClassRoom、WebClassへのアクセスに活用してください。

「目安箱」機能

大学では、学生の皆さんの意見を取り入れながら大学をより良くしていきたいと考えており、建設的な意見・要望を目安箱で受付けています。目安箱にいただいた内容は、1ヶ月間を目途に大学から回答し、本人の了承を得て公開しています。

その他

公認課外活動団体はポータルに掲示を出すことができます。詳しくは学生課課外・厚生係にお問い合わせください。

マニュアル等

UEC学生ポータルのマニュアル等は、ログイン後のトップページからリンクされています。また、下記URLから直接アクセスできます。

- ・基本操作マニュアル (PDF) : <https://uecdisk2.cc.uec.ac.jp/s/7My7gQgqFzCDQkJ>
- ・よくある質問 : <http://kyoumu.office.uec.ac.jp/portal/portal-faq-student.html>
- ・ガイドライン (PDF) : http://kyoumu.office.uec.ac.jp/portal/guideline_student.pdf

ポータルに関する質問・要望等は、ヘルプデスクへ連絡をお願いします。

UECポータルヘルプデスク : help-desk@office.uec.ac.jp

○大学への連絡・問い合わせ

<電話やメールによる問い合わせ>

※この手引きや『学修要覧』、UEC学生ポータル、ホームページ等で確認できるものについては、**安易に電話やメールで照会することは避けてください。**

(例) 遺失物、休講情報、時間割、試験日程、欠席届など

※電話での呼び出しや伝言などの取り次ぎは行っていません。(緊急事態を除く)

※個人情報の照会には一切、応じられません。(法律に定められた場合を除く)

<大学からの電話について>

※基本的に各係等の電話番号が表示されます。ただし、発信元によっては、末尾4けたが「5000」で表示されることがあります。その場合、発信元が特定できませんので、お手数ですが、心あたりのある係等に連絡して用件を確認してください。

ダイヤルイン電話番号 (共通) 042-443-xxxx

教務課	教務係 (学事、入学式、卒業式)	5075
	大学院教務係 (履修・授業関係)	5073
	学域教務係 (履修・授業関係)	5077
	情報管理係 (証明書・学籍関係)	5078
学生課	学生何でも相談室 (相談)	5135
	就職支援係 (就職相談、求人情報)	5110
	学生係 (通学、遺失物、事故等)	5087
	経済支援係 (入学料・授業料免除等、奨学金等)	5089
	学生宿舎担当 (学生寮)	5083
	課外・厚生係 (保険・学生施設等)	5085
国際課	留学生交流係 (留学生相談)	5117
入試課	入学試験係 (学域入学試験)	5103
	大学院入試係 (大学院入学試験)	5102
財務課	出納係 (授業料関係)	5040
学術情報課 (附属図書館カウンター)	学術情報サービス係 (貸出・返却)	5127
	(レファレンス)	5129
その他	国際教育センター (東2号館214号室)	5741
	保健管理センター	5098
	障害学生支援室	5084
守衛所 (24時間体制)	※大学での緊急時は、必ず連絡してください。 正門・042-443-5065 西門・042-443-5066	

2・窓口案内（修学・生活上の手続）

○早わかりナビゲーション

大学生活を過ごしていくうちに、「どうしたら良いだろう?」と疑問が生じたら、この表を参考にしてください。

	具体的な事例	窓口等
学生相談	生活上のトラブル	学生係
	修学上の悩みについて相談したい	学生支援担任
	心身の健康についての相談をしたい	保健管理センター
	人付き合いや、大学生活などの悩みごとの相談をしたい	学生何でも相談室
	ハラスメント行為を受けた	ハラスメント相談員
	就職に関する相談をしたい、就職情報・求人情報を見たい	就職支援係
修学	授業（科目の履修等）や教室のことについて聞きたい	学域教務係
	やむを得ない事情で授業・試験が受けられない、交通機関が運休した	大学院教務係
	病気や障害によって思うように授業参加や研究活動ができない	障害学生支援室
	図書館を利用したい	附属図書館カウンター
生活	通学定期券を購入したい 学生割引料金（JR片道100km以上）で旅行したい	学生係
	学内で落とし物をした・事故に遭った 自転車で通学したい	
	学生寮のことで相談したい	学生宿舎担当
経済	授業料の支払いについて尋ねたい	財務課出納係
	授業料免除・延納の申請をしたい	経済支援係
	奨学金を受けたい	経済支援係 留学生交流係
健康	体の具合が悪い、学内でケガをした	保健管理センター
	キャンパス内、課外活動、通学時のケガ（学生教育研究災害傷害保険）	課外・厚生係
	他人にケガを負わせた、備品を損傷した（学研災付帯賠償責任保険）	
課外活動	大学公認の部・サークルについて知りたい	課外・厚生係
	大学の備品を借りたい	
	体育施設・課外活動関係施設を利用したい	
	学外の宿泊施設（福利厚生施設等）を利用したい （部・サークルの）合宿、イベント、活動場所について相談したい	
その他	留学のことで相談したい	留学生交流係
	電気通信大学の大学院に進学したい	大学院入試係
	他大学を受験したい	情報管理係
	休講かどうか知りたい、大学からの大切な連絡事項を知りたい	(UEG学生ポータル・ホームページ)
	アパート・アルバイトの情報がほしい	(学生会館東側掲示板) 生協

○願い出・届け出・証明書

申請や届出が必要になった時は速やかに担当窓口で手続きを行ってください。

特に期限のあるもの、必ず提出しなければならないものには気をつけてください。

願・届	担当窓口	備考
(本人や父母の)氏名・住所・連絡先・本籍地等の変更届	学務情報システム (情報管理係)	本人氏名及び国籍の場合のみ、窓口へ届出(戸籍抄本等添付)
	経済支援係	(奨学金受給者のみ)
休学願	情報管理係	休学する月の前月の20日までに提出
	経済支援係	(奨学金受給者のみ)
復学願	情報管理係	復学する月の前月の20日までに提出
	経済支援係	(奨学金受給者のみ)
退学願	情報管理係	退学希望日の10日前までに提出
	経済支援係	(奨学金受給者のみ)
復学届	情報管理係	復学後速やかに提出
再入学願		15ページ参照
死亡届		死亡診断書等添付
学生証の再発行願		申請日の翌週水曜日発行(遺失物は学生係)
授業料免除申請書	経済支援係	出願時期は掲示
授業料延納申請書		
奨学生願書		
浜見寮使用願	課外・厚生係	使用予定月の前月10日～20日の間で申込み
菅平セミナーハウス使用願		使用日の1ヵ月前までに申込み
講堂使用願		
その他、施設・課外活動の願・届		7日前までに書類を提出
団体設立願・廃部届		随時
通学経路変更 通学定期券発行控(シール)の交付	学生係	随時
遺失物届・盗難届		
自転車登録		

証明書	担当窓口	備考
学生証	情報管理係	入学時に発行(留年生は毎年の入学月)
仮学生証		証明書自動発行機(*1)で取得 証明書自動発行機で取得できない場合は、交付希望日の2日前(英文は7日前)までに申請(土・日・祝日等を除く)(ただし離籍後10年間に於いては、一部の証明書は証明書自動発行機で取得可能)
在学証明書		
成績証明書		
卒業(修了)見込証明書		
卒業(修了)証明書		
退学(在籍期間)証明書		
教育職員免許状取得見込証明書		
単位取得証明書(教員免許申請用)		
単位修得証明書(資格受験用)		
学割証(学生旅客運賃割引証)(*1)	学生係	証明書自動発行機(*1)で発行
実習用通学証明書		17ページ参照
健康診断証明書	保健管理センター	証明書自動発行機(*1)で交付 ※自動発行機で発行できない場合は、保健管理センターで対応します。

(*1) 証明書自動発行機の稼働時間は、窓口取扱時間と同じです。

月～金曜日・9:00～20:00、土曜日・9:00～17:00(ただし、長期休業期間中は月～金曜日・9:00～17:00)

○学籍の異動（休学・退学等）

学籍の異動に関しては、その時期により授業料の支払いと関係してきますので、急病などのやむをえない事情を除き、事前に余裕をもって相談してください。相談の内容によっては教員による十分な助言を受けるために、必要な時間を確保しなければならないこともあります。

氏名・住所・本籍地の変更（詳細→情報管理係）

氏名を変更した時は、戸籍抄本等の写し、また、国籍を変更した時は、パスポート等の写しを添付して氏名変更届を提出してください。

自宅及び実家の住所・電話番号・メールアドレス・本籍地等が変わった時は、学務情報システムのメニュー画面から「学生カルテ」→「現住所登録・変更」を選んで新しい内容を入力して下さい。連絡先の情報更新を怠ると、大学からの大切な情報の伝達ができません。ご注意ください。

休学（詳細→情報管理係）

病気や経済的事情などで授業を受けられない場合は、「休学願」を提出してください。

- ・休学は原則として月初めからになりますので、「休学願」は、休学を始める月の前月の20日までに連絡者（父母等）・所属長・学生支援担任（指導教員）の承認を得て提出してください。
- ・休学期間は3か月以上1年以内とします。やむを得ない事由がある場合は更に休学を延長することができますが、通算で2年（大学院後期課程は3年）を超えることはできません。休学期間は在学期間（最長、学域8年間、大学院前期課程4年間、同後期課程6年間まで）に算入されません。
- ・健康上の理由による休学のときは、必ず医師の診断書を添付してください。
- ・授業料は4月（後期分は10月）の末日までに支払うよう定められていますので、翌学期に休学する場合は現在の学期中に休学手続をとってください。次年度前期分については3月（後期分は9月）20日までに休学の手続をした場合に休学期間中の授業料は免除になります。学期の途中で休学を申し出てもその学期の授業料は支払わなければなりませんので十分注意してください。
- ・奨学生で休学を願い出る場合は、奨学金を受けている団体及び経済支援係にも必ず、届け出てください。

復学（詳細→情報管理係）

※復学時の状況によって「復学届」又は「復学願」のいずれかを提出してください。

休学期間が満了して復学する場合は、「復学届」を提出してください。

- ・休学期間が満了すると、休学期間の延長の手続きがない限り復学となり、復学月からの授業料を支払わなければなりません。「復学届」を提出しないことにより休学期間が延長されるものではありません。

休学期間内に休学事由が解消した場合は、復学しようとする月の前月の20日までに連絡者（父母等）・所属長・学生支援担任（指導教員）の承認を得て「復学願」を提出してください。

- ・病気で休学した場合は、必ず通学可能である旨の医師の診断書を添えてください。
- ・学期の途中の復学の場合は、その期の授業料は復学する月から月割で算定した額を支払わなければなりません。

退学（詳細→情報管理係）

本学を退学する場合は、「退学願」を提出してください。

- ・退学は原則として月末になりますので、「退学願」は退学希望日（通常は月末）の10日前までに連絡者（父母等）・所属長・学生支援担任（指導教員）の承認を得て提出してください。
- ・退学以前及び退学する月が属する学期の授業料が支払われていなければ退学が許可されません。（例えば、前期分の授業料を支払い、9月20日までに「退学願」が提出された場合、9月30日付けの退学が許可されますが、10月1日以降の届け出は後期分の授業料を支払わないと退学が許可されません。）
- ・奨学生で退学を願い出る場合は、奨学金を受けている団体及び経済支援係にも必ず、届け出てください。

再入学（詳細→情報管理係・大学院教務係）

退学後に退学事由が解消し、希望する場合は再入学を願い出ることができます。

- ・再入学の願い出は、本学に1年以上在学し、退学した場合に選考の上許可することがあります。詳細は再入学を希望する前年度の10月中旬までに情報管理係に相談してください。
- ・再入学の際には、授業料のほかに検定料及び入学料の支払いが必要です。
- ・大学院の再入学は、大学院教務係に別途相談してください。

除籍（詳細→情報管理係、学生係）

次の場合、除籍となり、学生の身分を失います。

- 1 死亡または長期にわたり行方不明の場合
- 2 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる場合
- 3 入学料や授業料の支払いの猶予を受け、所定の期日までに支払わない場合
- 4 授業料を所定の期日までに支払わず、催告を受けてもなおこれを支払わない場合
- 5 学則に定める在学期間を超える場合
- 6 学則に定める休学期間を超えてなお修学できない場合

懲戒（詳細→学生係）

次の行為があった場合、懲戒となり、内容により、退学、停学（大学に来ることを禁じ、その間の在学期間を算入しない）、訓告（文書による注意）処分となります。

- 1 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- 2 学内外における違法行為
- 3 試験における不正行為
- 4 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- 5 人権を著しく侵害する行為
- 6 学則その他本学の諸規則に違反する行為

他大学再受験（詳細→情報管理係）

本学に在籍したまま、他大学の入学試験を受ける場合は、「受験願」を提出してください。

- ・出願先の大学へ受験許可書を提出する必要がある場合は、申請により発行します。
- ・他大学に入学する場合は、「退学願」を提出してください。
- ・本学に在籍したまま、他大学（本学含む）の編入学試験を受ける場合も「受験願」を提出してください。
- ・本学の試験時期・出願方法などは入試課に問い合わせてください。

○授業料（詳細→財務課出納係）

授業料の納入は、基本的には納入者指定の銀行口座から口座振替で行います。

本学窓口における現金での収納は行いません。

授業料に関する問い合わせ：月～金9：00～16：30（12：00～13：00を除く）

口座振替制度

- ・令和6年度の授業料の口座振替日は、前期分が4月30日(火)、後期分が10月28日(月)になります。前日までにご指定の預金口座へ授業料相当額を入金してください。
- ・口座振替による振替手数料は大学負担となりますが、口座振替日に振替えできなかった場合には後日、財務課より郵送された振込票による銀行振込みとなり、振込手数料は個人負担となります。
- ・入学時の口座振替登録手続きについては、大学ホームページを参照してください。

<https://www.uec.ac.jp/campus/fee/procedure.html>

授業料（令和6年度）

区分	学域		大学院		納付時期
	昼間コース	夜間主コース	前期課程	後期課程	
前期	267,900円	133,950円	267,900円	267,900円	4月
後期	267,900円	133,950円	267,900円	267,900円	10月

(注) 授業料については、私立大学の水準及び社会経済情勢等を総合的に勘案して設定されていますが、平成11年度の入学者から「授業料のスライド制」が適用されています。そのため、今後在学中に授業料の改定が行われた場合は、新授業料の適用を受けることになります。

長期履修学生の授業料は、標準の修業年限における授業料の総額と同額を、認められた長期履修期間の年数で除した額を年額とします。

授業料免除・延納については、学生課経済支援係にお尋ねください。

授業料を支払わず、大学から掲示等で催告を受けても支払いがない場合は、除籍になります。

○学生旅客運賃割引証（学割証）（詳細→学生係）

学割証は、正課教育、研究活動、就職活動、帰省などの目的で、片道が100kmを超える乗車券の購入時に利用することで、乗車券（特急料金は適用外）が2割引になります。（JRと一部の船舶。非正規生は不可）

- ・本館1階の「証明書自動発行機」で発行します。発行機の稼働時間は窓口業務時間と同じです。年末年始等、窓口休止の期間は発行できません。
- ・年度内に10枚を超えて発行を希望する場合は、学生係まで申し出てください。
- ・学割証の有効期間は発行の日から3ヵ月間です。

・学割証が無効となる場合

- 1) 記入事項が不鮮明なとき
- 2) 記入事項をぬり消したり改変したりしたとき
- 3) 有効期間を経過したとき
- 4) 学生証を携帯していないとき

団体旅行割引

本学学生（JR各社は8名以上）と本学教職員等からなる団体が、本学教職員の引率のもとに同一行程で旅行する場合には、各交通事業者の定めるところにより、学生団体としての割引を受けられる場合があります。

本学にて事前の申請手続きを行い、各交通事業者の指定する「団体旅行申込書」へ学長の公印を受けた上で、各交通事業者の定める期日（JR各社は出発14日前）までに旅行申込を行う必要があります。

申請は、引率者たる本学教職員が押印した学内様式「学生団体割引申請書」と、各交通事業者の指定する「団体旅行申込書」を学生係へ提出してください。

- ・申請手続（旅行申込書への押印・返却）には、3～4日程度を要しますので、できるだけ早めに申請してください。
- ・その他、当割引の適用要件や申込書類の様式等については、鉄道会社・旅行会社等へご確認ください。

不正使用について

学割証の不正使用は、使用した本人が普通運賃の3倍に相当する金額を追徴されるばかりでなく、全学生に対する発行停止の措置がとられることがあり、本学の信用を損なう行為ですので絶対にやめてください。

○学生証（詳細→情報管理係）

学生証は、電気通信大学の学生であることを証明する大切なIDカードです。常時携帯して、請求があった時や諸手続を行う際に提示してください。

学生証は入学の際に交付します。携帯時は、ケースに入れるなど、汚損しないように気をつけてください。退学や卒業・修了により学生としての身分を失った際には、速やかに情報管理係に返却してください。

学生証が必要になる場合：「定期試験を受ける」、「図書館を利用する」、「自動発行機で証明書を取得する」、「遺失物を受領する」、「大学の設備・備品等を借用する」、「教職員から提示の請求があった」「通学定期を購入するとき」「学割証を使用するとき」等。

学生証は、身分証明書ですので大切に扱い、紛失・汚損することのないようにして下さい。万が一紛失・汚損した時は、遺失物として届くまでには、時間がかかりますので、1週間程は、近辺を探して下さい。それでも見つからない場合は情報管理係に再発行の手続きをしてください。（遺失物として届いたものは、学生係のカウンターで確認できます。）再発行申請日の翌週水曜日にお渡しとなります。即日発行はできません。再発行の手続をしなくても済むように、学生証をなくすことのないよう気を付けて下さい。

「学籍番号」には同じものではなく、卒業まで変わりません。7桁の数字は、以下のとおりですので、自分の番号は必ず覚えてください。

(左から)	1・2桁目	入学年度（西暦の下2桁）	
	3桁目	所属（学域・大学院）	1/2：学域（昼間コース／夜間主コース） 3/4：大学院情報理工学研究科（M/D） 5/6：大学院情報システム学研究科（M/D）
	4桁目	所属（学域・専攻）	1～4：学域（I, II, III, K） 0～4：大学院情報理工学研究科（J, I, M, S, SUS） 0～3：大学院情報システム学研究科（MS, SS, NS, FS）
	5～7桁目	個人番号	

通学定期券の購入方法（学域・大学院の正規生のみ）

学生証の裏面の通学定期券発行控に住所・通学区間を明記の上、駅で提示して通学定期券が購入できます（当該年度中は自動券売機で継続定期券を購入可能）。発行控がいっぱいになった時や住所・交通経路を変更した時は、学生係へ申請してください。

通学定期券の不正使用は、大学の信用に関わるだけでなく、法律で厳しく罰せられる行為ですので、絶対にやめてください。

不正使用の例：「他人名義の通学定期券を使用」「名義人が通学定期券を購入して他人に使用させた」「無効の学生証で通学定期券を購入」「不正手段で通学定期券を使用した」など

教育実習用の定期券の購入方法

実習用通学証明書が必要です。指導教員（授業担当教員）が押印した学内様式「実習用通学証明書発行申請書」を学生係へ提出してください。

申請から発行まで約1ヵ月程度を要しますので、できるだけ早めに申請してください。

3・修学支援ガイド

○授業時間

学域昼間コース・大学院 学域夜間主コース		月～金曜日 土曜日	学域夜間主コース		月～金曜日
第1時限	9時00分～10時30分		第6時限	17時50分～19時20分	
第2時限	10時40分～12時10分		第7時限	19時30分～21時00分	
(昼 休 憩)					
第3時限	13時00分～14時30分				
第4時限	14時40分～16時10分				
第5時限	16時15分～17時45分				

○履修・授業・試験（詳細→学域教務係、大学院教務係）

履修

大学／大学院を卒業／修了するためには、自らの責任において学修計画を定め、所属する類（課程）／専攻の履修規程に従って授業科目を履修し、単位を修得しなければなりません。卒業／修了所要単位数に1単位でも不足していれば、所定の期間在学していても卒業／修了資格は与えられません。

履修登録を行った科目でなければ、授業を受けることも試験を受けることもできません。履修登録については、UEC学生ポータルで確認して準備し、必ず指定の期間内に、学務情報システムから履修登録を行うように注意してください。

授業時間割・教室・担当教員

時間割、教室、担当教員については、授業時間割（毎学期の初めにホームページに掲載）を参照してください。教室が変更になる場合にはその都度UEC学生ポータルでお知らせします。

休講

教員の都合などにより授業が行われない場合は休講になります。原則として事前に掲示しますので、UEC学生ポータルは毎日確認するようにしてください。なお、授業中に教員が予告する場合があります。

欠席届

病気、忌引などのやむを得ない事情で授業または定期試験を欠席した場合は、速やかに「欠席届」（用紙は教務課学域教務係にあります）に教務課で確認印を受け、欠席した科目の担当教員に提出してください。なお、欠席理由を証明するものを必ず持参してください。

詳細は『学修要覧』を参照してください。

交通機関の運休による休講

次の場合は、休講になります。

- 1 午前6時現在、京王線（京王本線）が運休の場合、1～2時限休講。
- 2 午前10時現在、京王線（京王本線）が運休の場合、3～4時限休講。
- 3 正午現在、京王線（京王本線）が運休の場合、5～7時限休講。
- 4 1から3の場合の実験科目については担当教員の判断によりますので、ホームページまたはUEC学生ポータルで確認してください。

定期試験

前学期及び後学期の試験結果は成績に反映されます。未受験時の追試験は原則として行いません。

受験上の注意

学期末試験を受けるときは、下記のことにご注意してください。

- 1) 試験の際、科目によっては着席位置を指定します。その場合、必ず指定された席で受験しなければなりません(着席位置は、試験の開始までに試験座席指定表で指定します)。着席位置が指定されない試験科目については、必ず番号のついている席で受験してください。答案用紙に、教室・着席番号を記入してください。
- 2) 必ず学生証を持参して、試験中、机の右上に提示してください。万が一学生証を忘れた場合は、直ちに教務課にて仮学生証の発行を受けてください。
- 3) 試験開始後20分までの退室と20分経過後の入室を禁じます。
- 4) 担当教員から指示があった場合を除き、筆記用具以外は机の上に置かないでください。机の中に教科書などを開いたまま置いている場合は不正行為と見なします。
- 5) 答案に入学年度、類(課程)、学籍番号、氏名の記載が無い答案は、無効となる場合があります。答案が2枚以上になる場合も各々の欄すべてに記入してください。
- 6) 特に指定のない限り、答案は教卓上に提出するか監督者に手渡し、静かに退室してください。

成績

各授業科目の成績は総合評価に基づき、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の評語をもって表します。

「秀」=90点以上／「優」=89～80点

「良」=79～70点／「可」=69～60点／「不可」=60点未満

なお、以下の科目は「合格」「不合格」で表します。

(学域)「総合コミュニケーション科学」、「輪講A/B」、「卒業研究A/B」

(大学院)「大学院総合コミュニケーション科学」、「ETL」、「危機・限界体験特別実験」

「大学院実践演習(I～IV)」、「大学院輪講第一(I～IV)」、「大学院輪講第二」

「可」以上又は「合格」で単位を取得できます。

不正行為

試験は、それまでに身につけている自分自身の学修の成果を発揮するものであり、不正行為を行うことは学生としての本分に著しく反するものです。

したがって、不正行為を行った場合は、懲戒処分の対象となり、当該学期の全履修科目の成績が無効となります。

安易な気持ちで行った行為により、在学資格を失ったり在学期間が延びたりするばかりか、周囲の人々に多大な迷惑をかけることとなります。このことをしっかりとわきまえ、試験に臨むにあたっては、一時の誘惑に負けて一生の後悔をすることのないよう、十分に気を引き締めてください。

各種審査(学域)

入学して卒業するまでには、卒業審査のほかに、昼間コースには2年次終了時審査及び卒業研究着手審査、夜間主コースには輪講履修条件があります。審査に合格するためには、それぞれの審査基準の所要単位数を満たさなければなりません。

詳細は『学修要覧』を参照してください。

○障害学生の修学支援

本学では、障害の有無によらず全ての学生に平等に教育を受ける権利が保障されるよう、障害をもつ学生への修学支援^{*}を行っています。障害学生支援室は、学内での支援がスムーズに行われるよう調整を行う窓口です。障害学生支援に関して質問や相談等ありましたら、お気軽に窓口へお越しください。

^{*}障害学生への修学支援は平等な参加機会の保障を目的としており、結果への特別措置(出席免除、成績・評価の変更など)を行うものではありません。

【相談場所】B棟1F奥 学生支援センター 学生サポートルーム(障害学生支援室)

【相談時間】月～金曜日 9:00～17:00

【窓口以外の相談】Eメール shien@office.uec.ac.jp

電話 042-443-5084

○進路

進学（詳細→入試課大学院入試係、教務課大学院教務係）

本学卒業生の約7割が大学院へ進学し、そのうち、約9割が本学の情報理工学研究科へ進学しています。

就職（詳細→就職支援係）

卒業生の就職先は、エレクトロニクス・通信機器・コンピュータなどの製造業のほか、情報処理関係等の技術職・研究職など、理工系大学の特色を生かした広範囲な分野に及んでいます。「就職支援係」では、求人情報の公開、就職説明会の開催、キャリアカウンセラーによる就職・進路相談等の支援を行っています。また、卒業生の主な就職先、業種別進路状況等はホームページに掲載しており、自宅からパソコンにより閲覧することができますので、活用してください。

入学後、早期から将来の構想を立て、職業への関心と働くことの意義を考えることも大切です。正課授業でも（生涯の仕事を含む人生そのものを、これからどのように生きていくかを考えることを主題とする）、「キャリアデザイン」の科目を設けています。

各種資格（詳細→学域教務係、情報管理係）

本学では、所定の単位を修得することにより、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状及び高等学校教諭専修免許状（大学院のみ）を取得することができます。

また、特定の類（プログラム）において所定の単位を修得して卒業すると、国家試験の受検資格が得られたり、試験科目の一部免除を受けられたりする場合があります。詳しくは『学修要覧』をご覧ください。

○教育研究センター（等）・教育研究支援センター

「レーザー新世代研究センター」や「研究設備センター」等、特定の研究分野に特化した研究施設がキャンパス内に点在しています。

多数の計算機システムがある「情報基盤センター」などで、研究を自主的に進めている学生も多くいます。

産学官連携センターといったベンチャービジネスの支援を行う機関もありますので、いろいろな情報を集め、これからの研究活動に積極的に活用してください。

4・学生生活支援ガイド

○奨学金（詳細→経済支援係）

学業の援助と奨励のため、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、財団法人等の奨学制度を利用できるようサポートしています。（留学生のための奨学金制度は留学生交流係に問い合わせてください。）

日本学生支援機構

・種類 ※いずれも掲示で通知します。希望者は常にUEC学生ポータル掲示板・ウェブサイトに注意してください。

（学域） 1） 第一種奨学金（貸与・無利子）

→貸与月額（自宅・20,000円、30,000円、45,000円、自宅外・20,000円、30,000円、40,000円、51,000円）から選択

2） 第二種奨学金（貸与・有利子年3%以下）

→20,000円から120,000円までの10,000円単位の金額の中から選択

*1）・2）の併用も可能

3） 給付奨学金

→世帯の所得金額や通学の区分等に応じ、9,800円から66,700円までの中から認定（令和6年4月より第IV区分が追加予定）

（大学院） 博士前期課程

1） 第一種奨学金（無利子） →貸与月額（50,000円、88,000円）から選択

2） 第二種奨学金（有利子年3%以下）

→貸与月額（50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円）から選択

3） 授業料後払い制度（無利子）【令和6年度新設予定】

→「授業料支援金」上限額（年535,800円）及び「生活費奨学金」貸与月額（希望しない、20,000円、40,000円）から選択

募集時期、出願手続等の詳細については、決まり次第、別途、通知予定

*1）・2）の併用、2）・3）の併用も可能

（大学院） 博士後期課程

1） 第一種奨学金（無利子） →貸与月額（80,000円、122,000円）から選択

2） 第二種奨学金（有利子年3%以下）

→貸与月額（50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円）から選択

*1）・2）の併用も可能

・募集時期

貸与・給付ともに春・秋季（予定）。貸与は原則として春季です。緊急（応急）採用として、家計の急変・災害等の被害により経済的に就学が困難になった場合には随時申し込むことができますので、窓口で相談してください。

・出願の手続

出願申込は書類提出及びインターネット（スカラネット）を通じて行います。

詳細は、配布された出願書類を確認ください。

・採否決定

審査・選考の上、日本学生支援機構に推薦し、採用者を決定します。結果は、本人の学務情報システムに登録されたEメールアドレス宛に通知します。

・期間

日本学生支援機構が定めた月から、最短修業年限（学域4年、大学院修士課程2年、大学院博士課程3年）の3月までです。（10月入学は9月まで）

・交付

学生本人が開設した口座に毎月振り込まれます。（採用時、新年度開始時等は数か月分）

・予約奨学生

高等学校・大学在学中に日本学生支援機構の採用候補者となり、大学・大学院に進学した場合は、「候補者決定通知」を入学後の指定された日までに経済支援係に提出してください。

・返還誓約書の提出

奨学金貸与開始後、指定された日までに奨学金返還誓約書を提出しなければなりません。

・奨学金継続願

引き続き奨学資格を有するためには、毎年度12月～1月頃に翌年度の貸与の継続を申請し、認定されなければなりません。未提出者は奨学生資格を失う場合があるので注意してください。

・異動

休学、退学、復学、辞退などの異動があった場合は、必ず、経済支援係に届けてください。届け出を怠り、受給資格を有しない期間に振り込まれた奨学金は、本人が直接、日本学生支援機構に返戻しなければなりません。復学の際に異動届を怠ると、奨学金の貸与が再開されません。

・返還

貸与満期終了予定者には返還説明会（毎年11月頃）を行いますので、UEC学生ポータル掲示板・ウェブサイトを見ずして出席してください。

返還は貸与が終了して7か月経過後、所定の預貯金口座（リレー口座：返還金が次の奨学生の貸付金の原資となる）で返還しなければなりません。返還を怠ると延滞金が課せられます。

・「在学猶予願」提出による返還猶予

下記の場合には、スカラネット・パーソナル（日本学生支援機構奨学金を利用している者が自身の奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧できるシステム）を通じて「在学猶予願」を提出することで、在学中の返還が猶予されます。

- 1) 高校・高専在学中に日本学生支援機構奨学生で、本学に進学した場合
- 2) 大学在学中に日本学生支援機構奨学生で、本学大学院に進学した場合
- 3) 留年などのために卒業が延期になった場合

スカラネット・パーソナル サイト <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

入力に必要な学校情報

- | | |
|------------|-----------|
| ①学校番号 | 104002-00 |
| ②学校名（カタカナ） | デンキツウシン |
| ③学校名（漢字） | 電気通信 |

※返還開始後に災害・病気・その他の理由で返還が困難になった場合は、「返還猶予願」を直接、日本学生支援機構に提出することで、返還が猶予されることがあります。

・返還免除

本人が死亡、心身障害により返還不能になり、連帯保証人・保証人も返還不能の場合、願い出ることによって免除になることがあります。

・大学院第一種奨学金の返還免除制度

大学院第一種奨学生で優れた業績を修めた場合には、所要の手続きを経て選考の上、日本学生支援機構に推薦し、返還が免除される制度があります。

・ウェブサイトのご案内

本学PCサイト（学生課経済支援係）

<http://gakusei.office.uec.ac.jp/keizai/keizai.html>

本学PCサイト（学生課経済支援係 JASSO奨学金のページ）

<http://gakusei.office.uec.ac.jp/keizai/syougaku.html>

地方公共団体等の奨学制度

地方公共団体・民間等の奨学金の募集は本学ウェブサイトにてお知らせしています。
経済支援係 地方公共団体・企業等の奨学金のページ
<http://gakusei.office.uec.ac.jp/keizai/tihou.html>

募集があった場合は、その都度ウェブサイトでお知らせします。

地方公共団体や民間等の奨学金は募集人数自体が少なく、大学の推薦枠も限られています。
出願資格が限定されているものが多いので、確認の上出願手続きをおこなってください。
なお、地方公共団体・民間等とも、標準修業年限を超えた者については、受給対象となりません。

○授業料の免除と延納（詳細→経済支援係）

授業料の免除

次の申請資格のいずれかに該当する場合は、学生本人の申請に基づき、書類審査の上、免除対象者に各期分の授業料を免除できる制度があります。

（申請資格）

（学域日本人学生・令和2年度以降入学）

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金制度の奨学金を受給している又は受給予定の場合
- 2) 以下の全てに該当する場合
 - ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯であること
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ・高等学校を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において本制度の支援措置を受けたことがないこと。
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による）。
- 3) 学生の学資を主に負担している者（以下、学資負担者という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、支払いが著しく困難であると認められる場合等（詳細は担当者にご相談ください。）

（その他の学生）

- 1) 経済的理由により授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 2) 授業料の支払期限6か月以内（入学者の前期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において学生の学資を主に負担している者（以下、学資負担者という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、支払いが著しく困難であると認められる場合
- 3) 上記2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

（願書配布時期）

（学域日本人学生・令和2年度以降入学）

日本学生支援機構給付奨学金案内の配布時期に準じる

（その他の学生）

前年度2月上旬（予定）

（申請時期） ※変更になる場合があります。

（学域日本人学生・令和2年度以降入学）

日本学生支援機構給付奨学金案内の申請時期に準じる

（その他の学生）

前期・・・3月中旬、後期・・・9月下旬

（選考審査内容）

（学域日本人学生・令和2年度以降入学）

日本学生支援機構給付奨学金案内の支援要件及び選考基準に準じる

(その他の学生)

学業成績と家計状況を審査し、学力基準を満たしている者の中で、家計困窮度が高いと認定された者から、予算内で免除します。

- (注) 1 授業料の免除は、前期と後期別々に申請を受け付け、審査を行います。
2 具体的な申請書配布や申請の時期については、UEC学生ポータル掲示板・ウェブサイトにより案内します。申請の期日を過ぎての受付はできませんので、注意してください。
3 免除は限られた予算の中で行われますので、適格者すべてが免除されるわけではありません。

授業料の延納

次の申請資格のいずれかに該当する場合は、学生本人の申請に基づき、書類審査の上、延納対象者に各期分の授業料の延納を許可する制度があります。

(申請資格)

- 1) 経済的理由により支払期限までに授業料の支払いが困難である場合
- 2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の支払いが困難であると認められる場合
- 3) 行方不明の場合
- 4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(願書配布時期)

前年度2月上旬(予定)

(申請時期) ※変更になる場合があります。

前期・・・3月下旬、後期・・・9月下旬

(選考審査内容)

家計困窮度を審査します。

- (注) 1 授業料の延納は、前期と後期別々に申請を受け付け、審査を行います。
2 具体的な申請書配布や申請の時期については、UEC学生ポータル掲示板・ウェブサイトにより案内します。申請の期日を過ぎての受付はできませんので、注意してください。

・ウェブサイトのご案内

本学PCサイト(学生課経済支援係)

<http://gakusei.office.uec.ac.jp/keizai/keizai.html>

本学PCサイト(学生課経済支援係 入学料・授業料免除、徴収猶予(延納)のページ)

<http://gakusei.office.uec.ac.jp/keizai/menjo.html>

○国民年金保険料学生納付特例(詳細→学生係)

学生納付特例制度は、学生本人の前年所得が基準以下の場合、申請(毎年必要)の上、承認されることで国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

本学は学生納付特例事務法人に指定されており、学生課⑤番窓口で申請手続きが可能です。その際は、年金手帳に記載されている基礎年金番号が必要となります。

○キャンパスルールと危機管理

連絡先の変更

大学から緊急に連絡をすることもあります。連絡先は常に明らかにしておいてください。

入学手続き時に住所が決まっていなかった場合や入学後に自分や家族の住所が変更になった時は、必ず学務情報システムのメニュー画面から「学生カルテ」→「現住所登録・変更」を選んで新しい内容を入力してください。奨学金が貸与されている場合は経済支援係にも届け出てください。

個人への連絡

大学では学生の郵便物は原則として扱いません。資料を取り寄せる時などは、自宅や下宿先に送られるよう手配してください。電話による呼び出し・連絡などの取り次ぎも行いません。家族・知人にはその旨、十分に伝えておいてください。

マナーとモラル

・喫煙マナー

健康増進法が施行されて社会的にも受動喫煙防止のための対策が進められていることから、本学でも皆様の健康の維持と清潔な環境の確保のため、指定場所以外での喫煙を禁じています。「建物内禁煙」「歩行喫煙の禁止」「喫煙場所の遵守」の徹底をお願いします。

指定の喫煙場所には、看板が置いてありますが、掲示でもお知らせします。

・騒音の防止

大学は、勉学の場合であると同時に研究の場合でもあります。アンプ類を使用する際の広報・演説・音楽活動は音量に特に注意してください。サークル活動での声援なども近隣の住民に迷惑がかかることがありますので、十分に配慮しましょう。

また、授業中はもちろんのこと、公共の場（図書館・事務室など）では必ず携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。

・構内の美化

紙くずや空き缶は、必ず、分別してゴミ箱に捨ててください。特に生ゴミは、カラスの被害に遭わないよう、袋の口を締めて可燃ゴミの方に入れてください。印刷物・チラシ等を配布した後は、責任を持って後始末をし、机・椅子等の備品は大切に使用してください。

遺失物・拾得物（詳細→学生係）

所有物の管理は自己責任で行い、所持品には学籍番号・名前を明記するなど、日頃から遺失時の対策をしておきましょう。学内での拾得物は学生係に届けてください。届けられた遺失物は3ヶ月間学生係前の陳列ケースに展示しています。貴重品を遺失した際にも、学生係に問い合わせてください。

盗難の防止（詳細→学生係）

現金、貴重品や自転車など、大学構内での盗難がしばしば発生しています。多額の現金は持ち歩かず、やむを得ず所持する際は常に携行するようにしてください。特に体育授業やサークル活動の際には、職員や貴重品管理者に預け、まとめて目の届くところで管理するようお願いいたします。

自転車は大学に登録してシールを貼り、駐輪する際は必ず施錠してください。（33ページ参照）

盗難にあった時や不審な者を認めた時は、速やかに学生係へ連絡してください。

飲酒

コンパなどで飲酒の機会がある場合には、未成年者の飲酒はもちろんのこと、命に関わるような事件を引き起し、自分も相手も後に苦しみを残すようなことのないよう、各自、十分に気を付けてください。

「無理に勧めない心がけ」、「勧められても断る勇気」を持つようお願いします。

インターネット

インターネットの普及に伴い、ネット上でのトラブルが増えています。インターネットを使用する際には、マナーを遵守し、SNS（ツイッター、FaceBook、LINEなど）・掲示板・チャット等での誹謗中傷行為や、著作権侵害行為につながるデータの不正なやり取り等は決して行わないでください。

不正・不当な行為があった場合には、懲戒の対象となることもあります。

学生の本分を守り、社会を構成する一員として、不祥事を決して起こすことのないよう、十分に心がけて行動してください。

悪質商法

悪質商法には巧妙で多様な手口があります。うまい話には必ず裏があるものと用心して、事前の予備知識を身に付けておきましょう。

安全管理

学内には引火性の強い薬品やガスが多いので、実験や研究で機材を用いる際は、事故やけがの無いように気をつけるとともに、廃棄物などの処理はきちんと行ってください。被災時やトラブルが発生した際には、落ち着いて行動し、職員に連絡して指示を受けてください。万一、学内で火災などが発生した場合は下記に連絡し、避難してください。

※火災発見時の連絡先

守衛所（東地区 042-443-5065、西地区 042-443-5066）

※避難場所

東地区＝コミュニケーションパーク・保健管理センター北側広場

西地区＝テニスコート

安否確認システム

本学では、大地震等の災害発生時における学生の安否確認を行う手段として、予め登録されたメールアドレスに情報を送信する連絡システムを導入しています。災害発生時にシステムから一斉に通知されるメールに返信することで、大学が学生の安否状況を確認します。

安否確認システムの詳細は、地震対応マニュアル（別途掲示）をご覧ください

○アルバイト

アルバイトを希望する方は、以下の方法で求人情報が得られます。アルバイトをする場合は、日常の勉学に支障が出ないよう心がけてください。

1) 生協の斡旋による情報

随時、大学会館東側掲示板に張り出しています。

<電気通信大学生協同組合（大学会館1F事務室） TEL 042-487-2881>

2) 学生アルバイト情報ネットワーク [URL] <http://www.aines.net/uec/>

インターネットを通じて、求人先を探せます。上記のホームページで、大学で発行したメールアドレスを入力し、IDとパスワードを取得して閲覧してください。

<株式会社学生情報センター アルバイト情報ネットワーク事務局 TEL 03-5466-1236>

○住居の斡旋（詳細→大学生協）

大学生協では、調布市内を中心に通学に便利な地域のアパート等の情報提供をサポートしています。大学会館1F奥の生協事務室にご相談ください。

契約は、現地の状況や周辺施設（病院、商店、通学経路）等をよく調べた後に決めましょう。不安がある場合は、家族や担当職員等ともよく相談しましょう。

<電気通信大学生生活協同組合（大学会館1F事務室） TEL 042-487-2881>

○学生寮・学生宿舎（詳細→課外・厚生係）

（外国人留学生の入居に関する相談・受付は留学生交流係で受け付けています。）

本学の学生寮・学生宿舎には、「五思（ごし）寮」（男子）と、「UECPort学生宿舎」（男子・女子）があります。（五思寮及びUECPort学生宿舎は、外国人留学生との混住です。）

	男子寮	UECPort学生宿舎	
	五思寮	ドーム絆（個室タイプ）	ドーム友達（ユニットタイプ）
建物仕様	鉄筋コンクリート5階建		
所在地	西地区キャンパス内 〒182-0033 東京都調布市富士見町2-11-33	100周年キャンパス内 〒182-0026 東京都調布市小島町1-1-1	
収容定員	単身用120室	部屋総数220室 男子用176室 女子用 44室	部屋数180室 男子用144室 女子用 36室
居室（個室）	洋室（約6畳） ハイベッド・エアコン・机・椅子・インターネット回線（利用料は管理費に含まれます）	洋室（約5.1畳） ベッド・エアコン・机・椅子・インターネット回線（個人契約） キッチン等：クローゼット・ミニキッチン・シャワー室・トイレ・シューズケース	洋室（約7.4畳） ベッド・エアコン・机・椅子・クローゼット・インターネット回線（個人契約）
共用施設等	洗面・洗濯室（コインランドリー）・捕食室・浴室・トイレ・談話室	洗濯室（コインランドリー） ラウンジ（談話室）	洗面台・洗濯機（コインランドリー）・共用ラウンジ・キッチン・シャワー室・トイレ・下駄箱
入居募集	4月入寮者募集（日本人） 3年次、大学院入学時	4月入居者集（日本人） 大学院・学域の（入学者及び在学学生）	
	※募集（欠員募集含む。）は、その都度、大学ホームページ・学内掲示板によりお知らせします。 なお、外国人留学生の募集は、国際課留学生交流係で行います。五思寮は今後は募集の予定はありません。		
入居許可期間	原則として2年間とし、再申請により再入居を許可することがあります。なお、最短修業年限終了の日を越えることはできません。（五思寮は1年間）		
諸経費（月額）	寄宿料：4,300円/月 管理費：10,200円/月 （共用の光熱水費や寮費の口座引落手数料などが含まれます） 居室電気料：1,000～5,000円程度	賃料：42,700円/月 共益費：5,000円/月 賃料等口座引落手数料：300円（税別）/月 光熱水費（電気・ガス・水道）：約7,500円 インターネット利用料：925円（税別） 駐輪場利用料：272円（税別）/月 コインランドリー利用料：洗濯機200円/回・乾燥機100円/40分	賃料：37,700円/月 共益費：3,000円/月 賃料等口座引落手数料：300円（税別）/月 光熱水費（電気・ガス・水道）：約7,500円 インターネット利用料：925円（税別） 駐輪場利用料：272円（税別）/月 コインランドリー利用料：洗濯機200円/回・乾燥機100円/40分

○心と体の健康のために（詳細→保健管理センター）

学生の心身の健康保持・増進を図るため、専門医や看護師による助言や指導を行う機関です。
環境の変化によって心身に負担を感じた時などは、無理をせず、早めに保健管理センターに相談してください。

大学生になるとタイムスケジュールや一日のリズムを自分で管理しなければならず、無理をして体のバランスを崩したり、夜型の生活になって不摂生な生活をしがちです。

自分の体の状態には常に留意し、健康的で有意義な学生生活を過ごしましょう。

・定期健康診断

毎年4月～5月頃に行われます。自分の健康状態をチェックする大切な機会ですので、必ず毎年受検して下さい。健康診断の結果、精密検査が必要な場合や異常が認められる場合には呼び出しを行い、医師がアドバイスをを行います。

また、受検しなかった場合、就職・進学・奨学金取得等に必要となる健康診断証明書の発行ができなくなります。未受検で健康診断証明書が必要となった際には、各自で医療機関を受診して下さい。

社会人学生で企業等において健康診断を受けた場合や、人間ドックを受診した場合は、健康診断結果のコピーを保健管理センターに提出して下さい。健康診断の受検に替えることができます。

・特殊健康診断

卒研や修論などのため、研究室や許可を受けた学外の研究施設で放射線・有害物質を取り扱う場合に受検する健診です。年に2回（例年、5月と11月頃）実施していますので、該当者は指導教員の指導の下に必ず受検して下さい。

・健康診断証明書の発行

定期健康診断の結果に基づく「健康診断証明書」を発行しています。健康診断の結果を確認することができますので、各自、教務課にある証明書自動発行機で発行して下さい。ただし、健康診断結果にて再検査が必要な方は発行されません。予約の上、保健管理センターを受診して下さい。また、指定の診断書用紙がある場合も保健管理センターへご相談下さい。

・健康相談

病気や怪我の応急処置だけでなく、健康増進や学生生活を送る上での不安や悩みごとの相談も含めて幅広く相談に応じています。気軽に利用して下さい。保健管理センターで行う診察、応急処置、健康相談等はすべて無料ですが、外部医療機関を紹介する必要がある場合には健康保険証が必要となります。常時、健康保険証を携帯するように心がけましょう。

問い合わせ：TEL 042-443-5098 メール hoken-center@office.uec.ac.jp

予約サイト <https://airrsv.net/hokenkanri-yoyaku/calendar>

・実施できる検査

血圧、身長・体重、体脂肪の測定 視力・色覚検査、アルコールパッチテスト

○学生生活総合補償制度（詳細→課外・厚生係）

安心して学生生活を送っていただくための学生保険として、学生生活総合補償制度があります。

この制度は「学研災コース」と「学研災+付帯学総コース」から構成されています。

「学研災コース」は、大学での教育研究活動中、課外活動中及び通学中の傷害・事故等に備えるもので、低廉な保険料（4年間で昼間コース：4,660円・夜間主コース：2,760円）が特徴です。従来から実績のある学生教育研究災害傷害保険と学研災付帯賠償責任保険を組み合わせたもので、本学では実質的な標準補償として位置付けています。詳しい内容は、次の項目で説明します。

「学研災+付帯学総コース」は、正課・学校行事以外を含む24時間補償や病気等の治療実費の支払い、父母の救援者費用、医師による電話相談など、学生生活をより広くカバーした補償内容となっており、任意での加入を、随時保険会社で直接受け付けています。

学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

大学での教育研究活動中または通学途中に、不慮の災害事故により身体に傷害を被ったときの経済的救済を目的とした保険制度です。

1・加入手続き

入学手続の際、ほとんどの学生が所定の修業年限を保険期間として加入しています。休学や留年などで修業年限を超える場合、再加入の手続きが必要です。（未加入者は、年度途中からでも加入できます。）

2・保険金が支払われる場合

本学の教育研究活動中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合。

「教育研究活動中」とは、次の場合です。

1) 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

ア. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、私的生活に係る場所においてこれらに従事している間は除きます。

イ. 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間。

ウ. 授業を行う場所、本学の図書館、資料室もしくは語学学習施設等において研究活動を行っている間。

2) 学校行事中

本学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種大学行事に参加している間をいいます。

3) 正課・学校行事以外で大学施設内にいる間

本学が教育活動のために所有、使用または管理している大学施設内にいる間をいいます。ただし、寄宿舎（学生寮）にいる間を除きます。

4) 課外活動中

本学所定の手続きにより認められた学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間をいいます。ただし、危険なスポーツを行っている間を除きます。

5) 通学中（本学では「通学中等傷害危険担保特約」を付加しています）

本学の授業等、大学行事または課外活動への参加の目的で、合理的な経路及び方法により、住居と大学施設等との間を往復する間をいいます。

6) 大学施設等相互間の移動中

大学が所有、使用または管理する施設の他、授業、大学行事または課外活動等の行われる場所の相互間を移動している間をいいます。

3・補償の対象とならない主な場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病（**急性アルコール中毒を含む**）、地震、噴火、津波、放射線・放射能による傷害、無免許運転、酒酔い運転、学生寮にいる間及び施設外の課外活動で危険なスポーツ（山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー等）を行っている間は対象になりません。

4・再加入する場合の保険料（「通学中等傷害危険担保特約保険料」を含む。）

保険期間	昼間コース	夜間主コース
1年間	1,340円	790円

5・支払保険金の種類と金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、大学行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数1日以上 3千円～30万円 治療日数4日以上 6千円～30万円	入院1日以上 日額4千円 (180日を限度)
通学中 大学施設等間移動中 本学施設内にいる間	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上 6千円～30万円	
課外活動中			治療日数14日以上 3万円～30万円	

6・保険金請求の手続き

この保険の対象となる事故が発生した場合は、速やかに課外・厚生係で関係書類を受け取ってください。
まず、「事故通知はがき」を事故発生日から30日以内に、保険会社に各自で郵送します。完治後は、「保険金請求書」に必要事項を記入の上、課外・厚生係へ提出してください。

学研災付帯賠償責任保険（略称：学研賠）

国内外において正課（講義、実験・実習等）、大学行事（本学が正課、大学行事として認めたインターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動を含む。）及びその往復途中で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊（滅失、毀損、汚損等）したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

1・加入手続き

入学手続の際、ほとんどの学生が所定の修業年限を保険期間として加入しています。休学や留年などで修業年限を超える場合、再加入の手続きが必要です。（未加入者は年度途中からでも加入できますが「学研災」に加入している事が必要です。）

2・保険金が支払われる事故例

- ・実験中、間違っって薬品を混ぜ爆発事故を起こしてしまい、やけどを負わせた。
- ・インターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。
- ・大学祭で模擬店を出店したが、食中毒事故を起こし、入院させてしまった。
- ・大学へ行く途中、駅の階段を駆け降りたとき、前にいた人を突き飛ばしてケガをさせてしまった。
- ・授業で野球をしている際、打ったボールで走行中の車体をへこませてしまった。
- ・教育実習中に実習先のパソコンを落として破損してしまった。

3・補償の対象とならない主な場合

故意による事故、被保険者の心神喪失に起因する事故、同居親族に対する事故、職業上の業務遂行による事故、地震・噴火・津波による事故、排水・排気に起因する事故、自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・貨幣・紙幣・有価証券・美術品・設計書、その他これに類する受託物の損壊、紛失、盗難などは対象になりません。

4・保険金額

対人賠償と対物賠償を合わせて、1名1事故につき1億円まで（免責金額：0円）

5・事故が起きた場合の手続き

事故に遭った場合は、直ちに保険会社に「自分の氏名と年齢、大学名、事故発生日・時刻・発生現場、被害者の氏名と年齢、事故の原因、被害（傷害、損壊等）の程度」を連絡し、課外・厚生係に届け出てください。（保険金請求に関する所定の用紙をお渡しし、具体的な手続きについて説明します。）

○病院・最寄りの公共機関

・病院

医療機関名	住所	電話番号
北多摩病院	調布ヶ丘4-1-1	042-486-8111
調布東山病院	小島町2-32-17	042-481-5511
飯野病院	布田4-3-2	042-483-8811

・医院

内科

医療機関名	住所	電話番号
岡本内科クリニック	布田1-35-3 ダイモンビル2F	042-481-1167

皮膚科

医療機関名	住所	電話番号
林クリニック	布田1-36-8 真光書店ビル4F	042-487-3778
森田皮膚科医院	小島町2-56-3 調布センタービル2F	042-486-1532

眼科

医療機関名	住所	電話番号
水野眼科クリニック	布田1-26-12 ダイアパレス調布105	042-486-1177
古沢眼科	布田1-36-8 真光書店ビル3-4F	042-484-0002

整形外科

医療機関名	住所	電話番号
そわ整形外科	布田1-36-8 真光書店ビル2F	042-443-8550

耳鼻咽喉科

医療機関名	住所	電話番号
あらし耳鼻咽喉科クリニック	布田1-37-12 調布駅前ビルB1F	042-498-1133
千葉耳鼻咽喉科クリニック	布田4-18-1 ハラビル3F	042-487-6645

歯科

医療機関名	住所	電話番号
相良歯科医院	富士見町2-10-32 片山ビル1F	042-483-0240
天神通り歯科	布田1-3-1	042-480-8233

夜間等の急患対応

医療機関名	住所	電話番号
調布市休日夜間急患診療所（午後7時～10時）	小島町3-68-10 調布市医療ステーション内 （調布市医師会館裏）	042-484-1455
消防テレホンサービス（救急相談・受診の判断等）		042-521-2323 あるいは#7119
東京都医療機関案内サービス・ひまわり	https://www.himawari.metro.tokyo.jp/	03-5272-0303

・最寄りの公共機関

区分	名称	所在地	電話番号
市役所	調布市役所	調布市小島町2-35-1	042-481-7111
警察	調布警察署	調布市国領町2-25-1	042-488-0110
消防	調布消防署	調布市下石原1-16-1	042-486-0119
郵便	調布郵便局	調布市八雲台2-6-1	042-482-2041
	調布駅前郵便局	調布市小島町1-13-13	042-482-9884
保健	多摩府中保健所	府中市宮西町1-26-1（東京都府中合同庁舎内）	042-362-2334
留学生	東京入国管理局	港区港南5-5-30	03-5796-7111

○学生相談制度（詳細→学生何でも相談室）

学生何でも相談室

学生何でも相談室では、学生のみなさんの普段の生活、修学関係、友人関係や心の悩みなど各種相談を受付けています。

・相談場所 B棟1F奥 学生支援センター 学生サポートルーム（学生何でも相談室）

・相談室開室時間 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00

カウンセリングは、事前予約が必要です。

相談内容によっては、適切な相談員または相談機関を紹介しています。

相談者のプライバシーは厳守されます。

【窓口以外の相談】 Eメール gakuseisoudan@office.uec.ac.jp

電話 042-443-5135

学生支援担任制度とオフィスアワー

「先生に相談したいことがあるが、誰に聞けばいいのかわからない」というときは、学生支援担任が対応しています（学生支援担任は、ホームページで確認してください）。

また、教員が特定の曜日や時間を決めて研究室に在室している「オフィスアワー」があります。詳しくは、ホームページのシラバスを参照してください。

ハラスメント

ハラスメントとは、個人の人格や権利などの侵害をさします。自分ではハラスメントに該当しないと思っても、受け手が不快感や脅威を感じればハラスメントになりますので気をつけましょう。

ハラスメントの被害を受けた場合や見かけた時は、ハラスメント相談員にお知らせください。相談員は、あなたのプライバシーを堅く守り、親身になって相談にのります。

ハラスメント相談員への連絡方法については、ホームページでお知らせします。

障害学生支援室

病気やけが、障害などにより授業や研究活動に支援が必要な学生には、修学支援を行います。詳しくはP19をご覧ください。

学生メンター制度

学生メンターは、電通大の学生が相談を聞いてくれる制度です。勉強、履修、人間関係、アルバイトなど、学生生活全般において、学生メンターが同じ電通大生の目線で相談を聞き、助言をしてくれます。

相談の受付期間や場所などは、ホームページをご確認ください。

<http://www.uec.ac.jp/campus/mentor/>

○通学（詳細→学生係）

本学は交通の便が良いため、徒歩及び自転車や公共の交通機関の利用で通学することが原則になっています。無許可で大学周辺の路上に駐車することは、大学の信用を失い、周辺住民にも迷惑となる行為であり、停学を含む懲戒対象となります。（大学で認めていない場合、事故時に保険の証明も適用されません。）

公共の交通機関の利用

「住所の最寄り駅（停留所）から大学の最寄り駅（停留所）」までの区間について、電車やバスの通学定期券を購入することができます。購入方法については17ページを参照してください。

自転車通学

通学のため構内に自転車が入構する場合は、学生係に申請して登録を行い、所定のシールを自転車に貼ってください。登録シールの無いものは、放置自転車として撤去・処分します。登録には、学生証・自転車防犯登録カード（控え）のコピー・印鑑が必要です。

五思寮に置いている生活用自転車も登録が必要です。寮生は五思寮事務室にて手続きをしてください。

自動車・オートバイ通学の制限

自動車・オートバイでの通学は、認めていません。

（身体的な理由等の特別な事情により、公共の交通手段での通学が非常に困難な場合は、学生係にご相談ください。）

※荷物の積み下ろしなど、やむを得ない理由で構内に自動車が入る必要が生じた場合には、事前に学生係へ一時駐停車許可を申請してください。（駐停車時間は30分以内です。）

自転車駐輪場案内

- 自転車駐輪場
- × 車止め



○課外活動（詳細→課外・厚生係）

“課外活動”とは、授業・実験・実習などの正課以外の部分で、大学の許可のもとに行われる学生の自主的な諸活動（催事・集会・合宿など）のことです。本学では、これらを社会で生きて行くための基本的な能力（責任感・行動力・協調性など）を育成する重要な機会と考え、様々なサポートやアドバイスを行っています。学生の皆さんは、こうした活動に積極的に参加する中で、失敗や成功を重ねつつ、「自らの生きた体験」から、これからの人生に役立つ大切なことがらを学びとることができるでしょう。また、思い切り課外活動を楽しむことで、学生生活という限られた期間を「輝かしい日々」にすることもできるはずです。

ただし、これらの活動にも、おのずと守らなければならないマナーがあることは当然です。大学生という立場は、分別のある一人前の「大人」であると社会から見なされることを自覚し、無分別で身勝手な行動は周囲の人々や社会に大きな迷惑を及ぼすことを、しっかりとわきまえて行動しなければなりません。

課外活動のルール

（※）印の手続は、顧問教員に報告・相談の上、アドバイスを受けて必ず承認印（サイン等でも可）をもらってから提出してください。（大学公認サークルには必ず顧問教員が必要です。）

団体の設立（※）

新たにサークルを設立しようとする時は、先ず学友会に申請し、総会で公認を得てください。その後、顧問教員を定めて、会員名簿・規約とともに団体設立願を課外・厚生係に提出し、学生支援センター会議で承認されると「大学公認団体」として認められます。

団体の継続（※）

大学公認団体はすべて、毎年度、指定する書類を提出することで活動を継続することができ、大学から各種のサポート（施設使用・物品援助等）を得ることが出来ます。書類提出のない団体は継続する意志がないものとみなし、大学公認が取り消されます。規約の変更や役員の異動は、随時、届け出てください。なお、活動を停止する場合には、「廃部届」を提出してください。

イベント等の開催（※）

学内で「試合・集会・催物」などを行う際は、事前に課外・厚生係に届け出て、施設使用などの許可を受けなければなりません。また、「学外での課外活動（試合・合宿・練習等）」を行う際にも**届け出がないと事故や怪我があった時に「学生教育研究災害傷害保険」等の保険金給付が適用されない**ことがあります。1週間前までに各種の申請・届け出を行ってください。

掲示物・立看板・配布物

学内に文書等を掲示・配布したり、看板を立てたりしたい時は大学の許可が必要です。課外・厚生係に申請してください。掲示場所は、学生用掲示板（C棟北側・A棟南側・サークル会館入口）等です。限られたスペースを他の団体と協力して使用してください。立看板の設置の際は危険のないように配慮し、期間経過後は速やかに撤去してください。（設置場所は相談の上、許可された場所に置いてください。）

物品貸出

本学では、みなさんの課外活動がより充実したものになるよう、物品を貸出しています。貸出・返却手続時間は、昼間コース・夜間主コースとも平日（月～金）9：00～17：00です。学生証を持参してください。

※体育館の備品は原則として貸し出していませんので、用具は自分で用意してください。

[学生課貸出物品（一例）]

* 品名・数量は随時変動します。詳細は窓口で照会ください。

カメラ・三脚	ワイヤレスアンプ	暗幕
コードリール	トランシーバー	ストップウォッチ
拡声器	デジタルオーディオミキサー	台車
パイプイス	長机	デジタルビデオカメラ
テント	スクリーン	プロジェクター

(注意)

- 1 貸出は1か月前から先着順で予約ができます。返却日は厳守してください。
- 2 使用目的以外の用途に使用したり、転貸したりしないこと。
(高額物品の学外持ち出しは、事前に相談。)
- 3 取扱いには十分に注意し、必ず手入れを行ってから返却すること。
- 4 故意または不注意から破損した場合は、弁償させることもあります。

大学公認課外活動団体・サークル

本学が公認している課外活動団体には、学生自治組織の学友会とサークルがあります。
自分の興味・関心に合う団体があれば、ぜひ一度、問い合わせてみてください。

<学友会執行委員長からの新入生へのメッセージ>

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。これから始まる電気通信大学での大学生活に多くの期待と不安を抱いていることだと思います。

さて、大学生活とこれまでの生活とで何が変わるのでしょうか？私は、今まで以上に自由な時間を持つことができるところだと思います。4年間という大学生活は長いように感じられますが、ただ漠然と過ごすだけではあっという間に過ぎていきます。自由な時間をどう使うかが大学生活を送る上で重要になってきます。

本大学では約80ものサークルが存在し、以下で説明するような学友会活動も幅広く行われています。今までやってきた活動の延長もよし、新しい何かを始めてみてもよし、大学生活の中で経験出来ることは貴重なものになると思います。勉強と両立した課外活動の中で、共に活動する仲間とのつながりを築き上げていき、得られるものはかけがえのないものだと思います。

みなさんの大学生活が充実した貴重なものになることを強く願っています。

それでは、これから始まる大学生活を存分に楽しんでいってください！

<学友会組織について>

学友会とは、本学の学友会加入者によって構成される自治組織で、最高議決機関である総会の下に、下記の5つの委員会構成されています。自治組織というのは学生生活をより豊かにすることを目標に、学生自らが運営していくものです。電気通信大学学友会は偏った思想性は一切ありません。

* 執行委員会	総会の運営を中心に本会全体の事務を行う
* 会計委員会	本会の会計事務を行う
* 新入生歓迎実行委員会	新入生歓迎行事を運営
* 調布祭実行委員会	本学の学祭である調布祭を運営
* ネットワーク管理委員会	本会のネットワークの管理

委員会というと堅苦しい印象を持つと思います。ですが、どの委員会もサークルと同じ様に新入生歓迎活動をやったり、合宿を企画したりして楽しい活動もしています。大変なこともあります。とても責任感や一体感を感じることで出来る委員会ばかりです。執行委員会・会計委員会・新入生歓迎実行委員会・調布祭実行委員会室(群青編集委員会、ネットワーク管理委員会は執行委員会と共同)はサークル会館1階にありますので、気軽に訪ねてください。

※このほかに大学公認の学生組織として、体育系の部で構成する「体育会」、サークル全体の代表である「サークル連合」があり、それぞれの活動・催事についての話し合いが行われています。

※大学公認サークルについては、ホームページや掲示板、課外・厚生系の窓口等でも紹介していますので、参考にしてください。

○諸行事

大学での楽しいイベントの思い出は、学生生活を彩る一生の宝となることでしょう。
本学でも、例年、様々な学生参加の行事を企画・支援しています。

新入生歓迎行事（詳細→課外・厚生係）

学友会の新入生歓迎実行委員会と大学公認、学友会公認・準公認サークルが主体となって、新入生に大学やサークルの紹介を行います。勉強や日常生活についてのアドバイスを在学学生から聞くことができる良い機会になっています。例年、入学式前後に行っています。

リーダーシップセミナー（詳細→課外・厚生係）

課外活動や自治活動で指導的な立場に立つ学生を対象にした研修会です。

本学では課外活動団体等の代表者が参加し、リーダーシップを発揮するために必要な知識を身につけるための実習や他のリーダーたちとの情報交換を通じて、充実した活動を行うための考察や今後のルール作りを行っています。例年、夏季休業期間中に実施しています。

体育祭（詳細→課外・厚生係）

体育会・学友会が中心となって、スポーツを楽しむイベントです。個人有志や団体（サークル・クラス・研究室など）が自由に参加できます。例年、10月に実施しています。

調布祭（詳細→課外・厚生係）

学友会（調布祭実行委員会）が主催する大学祭です。コンサート、講演、研究室紹介、模擬店など様々な企画が行われ、地域の人達との交流や本学の紹介を行う大きな機会となっています。開催時期は、例年、11月下旬です。

国公立大学連合行事（詳細→課外・厚生係）

大学公認サークルが、他大学と合同して「体育大会」（5月上旬～翌年3月下旬）・「美術展」（冬季～春季）を行っています。課外活動を通じて、他大学の学生とも交流・親睦を深めることができます。

留学生のための行事（詳細→留学生交流係）

本学の外国人留学生に日本文化に接する機会を提供することを目的として、浴衣教室や、着物着付け・お茶教室、歓迎会などを行っています。

○図書館の利用（詳細→附属図書館）

図書館は教育・研究の中心となる施設で、図書・雑誌や各種資料が充実しています。また、個人はもちろんグループで学修したり討論などをしたりすることができる「UEC Ambient Intelligence Agora」や「グループ学習室」があります。「学修の場」、「研究の場」として幅広く積極的に活用してください。

・附属図書館ウェブサイト

図書館利用案内、学内・学外の資料検索・情報検索サービスなどを提供しています。

<https://www.lib.uec.ac.jp>



図書館ウェブサイト

・開館時間（入館するときには、学生証が必要です。）

授業期 月～金 9：00 ～ 21：30 土 10：00 ～ 17：00
休業期 月～金 9：00 ～ 17：00 土 休館

・休館日

日曜日、国民の祝日、年末年始、夏季一斉休業日、授業期間中の授業を実施しない日、夏季蔵書点検日、館内整理日（不定期月の最終水曜日）

（注）臨時休館、開館時間の変更はウェブサイトおよび掲示等でお知らせします。

図書館サービスの内容

資料の閲覧	図書約19万冊、冊子体雑誌約5,000タイトル、オンラインジャーナル約3,000タイトルが閲覧できます。
資料の検索	大学の所蔵資料は、館内に設置された検索用端末のほか、インターネットに接続したパソコンならどこからでも検索できます。
図書の貸出	学域・学部学生は6冊まで2週間、卒研究生・院生は6冊まで1ヵ月借りられます。その他の学生はカウンターに問い合わせてください。貸出期間の延長や予約サービスも行っています。
図書購入希望のリクエスト	読みたい図書の購入リクエストを受け付けています。
情報検索サービス	データベースなどを利用した情報検索サービスを提供しています。詳細はカウンターに相談してください。
複写サービス	著作権法に従い資料の複写をすることができます。
レファレンス・ILLサービス	資料の所蔵調査、参考調査、論文コピーや他大学所蔵図書の取り寄せサービスを行っています。また、他大学図書館の利用についての相談を受け付けています。

・注意事項

- ・他の利用者への迷惑になる行為は慎んでください。
- ・館内は菓子類を含め食事禁止です。飲み物は密閉できる容器で持ち込んで飲むことができます。
- ・携帯電話はマナーモードにし、通話をご遠慮ください。
- ・貸出期限はお守りください。
- ・借りた本は責任を持って管理してください。紛失・汚損の場合、弁償となります。
- ・盗難、置き引きなどにお気をつけください。

○国際交流（詳細→留学生交流係）

本学の外国人留学生数は、現在およそ300名です。出身国は約30か国・地域に及び、アジア、アフリカ、中東、中南米、ヨーロッパなどの各地から留学しています。国際教育センターでは、外国人留学生に対する日本語・日本文化教育のほか、教職員が留学生の研究・学習・日常生活の支援を行っています。他にも、英語で授業を行う短期留学プログラムや協定校への派遣留学、日本人学生と留学生の交流を目的とする学生交流事業、地域や他機関との連携による国際貢献事業などにも力を入れています。

学生交流協定

電気通信大学では、広く諸外国との国際交流を促進するために、外国の大学と交流協定を結び、相互に学生の受入・派遣を行っています。

学生交流協定を締結している海外の協定校において、3ヵ月間以上12ヵ月以下の期間、交換留学生として授業を受講したり研究をしたりすることができます（交換留学）。

<交換留学の利点>

留学期間中、電気通信大学で学費を納めていることにより、留学先での学費は免除されます。

留学担当の教職員が、希望留学先についての相談や問い合わせのお手伝いをいたします。

留学先での授業単位や研究活動が卒業・修了要件単位として認定される場合があります。（事前相談が必要）国際的に活躍するための感覚を身に付け、海外の友人や知人を増やす良い機会です。卒業後の進路の選択にも幅が広がります。

基本的には自己負担による留学となりますが、派遣学生のための学内外奨学制度（給付型）へ申請が可能です。

<手続きのポイント>

早めに、留学担当教職員の留学相談を受けることをお勧めします。

年数回行われる留学説明会（日程は国際教育センター（CIPE）WEBサイト等で公開）に出て情報を得てください。

留学先の情報入手や手続きは、1年前から着手しないと間に合わなくなるので、注意しましょう。

留学までにできる限り語学力をつけてください。（目標：英語TOEFL iBT=61点またはIELTS=5.5以上）

長期に渡る交換留学の前に、夏期・春季休業期間に開講している短期の語学研修などに参加してみてください。留学希望先から本学に来ている交換留学生と、合同の授業（国際科目）を履修するなどして友達になり、現地の事情を把握しておくことをお勧めします。

その他詳細は、国際教育センター（CIPE）のWEBサイトを参照してください。

<http://www.fedu.uec.ac.jp>

<語学留学について>

本学の夏期休暇（8月後半～9月）、春期休暇（2月後半～3月）に合わせて、本学では約2週間～1ヶ月間程度の語学留学を実施しています。留学先は年度により異なりますが、英語研修としてはアメリカ、カナダ、オーストラリア、タイ、中国語研修では、中国本土、台湾などで、募集は各休暇時期に合わせて年に2回行っています。学域・学部生、大学院生共に「海外語学研修」や「大学院海外語学研修」の単位が取得できます。

長期留学に行きたいけど不安、というかたも、まずは語学留学を検討してみたいかがでしょうか。

希望者は、国際教育センター（CIPE）のWEBサイトを参照してください。

<http://www.fedu.uec.ac.jp>

学生交流協定による受入・派遣の実績（留学生数）は以下のとおりです。

国・地域名	協定校	2023年度			2022年度			2021年度			2020年度			2019年度			2018年度		
		受入	派遣 交換	語学															
台湾	淡江大学	3			2								5	10		7			
台湾	国立交通大学				1					1			2						
台湾	輔仁大学	1																	
中国	中国科学技術大学													1					
中国	上海交通大学																	1	
中国	ハルビン工程大学	2													6	3		4	
中国	北京郵電大学				1								2			3	1		
中国	電子科技大学	1			4		1		4				3	1		7			
中国	華南理工大学												1			2			
中国	瀋陽工業大学												1			3			
中国	山西大学												6			1			
中国	浙江工業大学	2			2		2						2						
韓国	昌原大学	1			1								1						
インドネシア	バンドン工科大学				1								1						
タイ	キングモンクット工科大学ラカバン校	4					1						7	1		11			
タイ	キングモンクット工科大学トンブリ校												3			3			
タイ	タマサート大学															1			
ベトナム	ホーチミン科学大学												1			1			
アメリカ合衆国	オクラホマ大学	2			1								1	1		1	1		
メキシコ	メキシコ国立工科大学	3			8		4		1				14			16			
メキシコ	メキシコ国立自治大学																		
ブラジル	カンピナス州立大学												3			3			
オーストラリア	クイーンズランド大学																		
オーストラリア	ウーロンゴン大学			13		13													
エストニア	国立タリン工科大学						1	2					1			3			
フランス	国立高等精密機械工学大学院大学	1			1								3			7			
フランス	高等機械大学院大学	1														1			
ドイツ	ブレーメン大学	3	3		1	6		1	1				2	3		3	6		
スウェーデン	ブレキнге工科大学		1		1	1		2			2		1	1		3	1		
合計		24	4	13	23	8	13	11	3	0	9	0	0	59	9	16	76	13	4

留学情報

※留学には、事前の情報収集が大切です。本学では、交換留学説明会や語学留学説明会を実施しています。

また、国際教育センターでは、国際教育センター（CIPE）WEBサイトで、随時留学関連の情報を提供していますので参考にしてください。

- ・ **国際教育センター（CIPE） 電通大生向け留学情報**

<http://www.fedu.uec.ac.jp/studyabroad/>

<その他、留学関係の情報>

- ・ **（独）日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援サイト**

<https://ryugaku.jasso.go.jp/>

- ・ **日米教育委員会（Japan-U.S. Educational Commission）**

<https://fulbright.jp/>

- ・ **ドイツ学術交流会（DAAD）**

<https://www.daad.jp/ja>

※外国の大学の学期（参考）

アメリカの大学 秋学期 8月下旬～12月下旬／春学期 1月上旬～5月上旬

ドイツの大学 秋学期 9月～2月／春学期 3月～7月

その他ヨーロッパの大学 秋学期 9月～1月／春学期 1月～6月

派遣学生のための奨学制度

留学にあたっては、語学力、コミュニケーション能力、周りの方々の理解・協力のほか大きな問題として旅費、滞在費などかなりの経費がかかります。留学を考える場合、基本的に自費で行く覚悟は必要ですが、本学では次のような学内及び学外の奨学制度があります。

- UEC基金等による学生等派遣助成事業

問い合わせ先：国際課留学生交流係 exchange@office.uec.ac.jp

WEBサイト：http://kokusai.office.uec.ac.jp/gakunai/intel_planing/intel_planing.html

（学内からのみアクセス可）

- JASSO海外留学支援制度（協定派遣）

問い合わせ先：国際課留学生交流係 exchange@office.uec.ac.jp

WEBサイト：http://kokusai.office.uec.ac.jp/www/jasso_sesp/top.html

- 各民間財団による留学奨学金

問い合わせ先：国際課留学生交流係 exchange@office.uec.ac.jp

WEBサイト：<http://www.fedu.uec.ac.jp/studyabroad/news/scholarship/>

その他、海外の大学院に進学する際には（独）日本学生支援機構（JASSO）の海外留学支援制度（大学院学位取得型）奨学金の支給が受けられる場合があります。

海外渡航時の安全確保について

海外においては、テロ、暴動、自然災害、感染症など様々なリスクがあります。そのため、個人旅行も含め海外に渡航する際は、外務省海外安全ホームページ等から最新の情報を入手するとともに、外務省が実施している渡航登録サービスへ登録をし、安全の確保に努めてください。

また、国際教育センターのホームページに、海外渡航にあたっての注意事項を掲載していますので、こちらも参考にしてください。

○海外安全情報

外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○渡航登録サービス

外務省渡航登録サービス（3か月未満：たびレジ、3か月以上：在留届）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○安全な海外渡航のために

<http://www.fedu.uec.ac.jp/studyabroad/notes/preparation.html>

海外留学保険及び派遣留学生危機管理サービスへの加入について

本学では、本学の指定する以下の派遣プログラム参加学生を対象に海外旅行保険・留学保険等の加入および派遣留学生危機管理サービスの利用を義務付けています。

【加入対象者】

1. 必須加入対象者
UEC 基金による学生等派遣助成事業に採択された学生、JASSO 協定派遣奨学金やトビタテ！留学 JAPAN 奨学金の受給者、学内の留学プログラム（交換留学、語学留学、スマートトレーニングプログラム、JP、DD、国際インターンシップ、インターラボ、PBL 等）に参加する学生。
2. 任意加入対象者
1. の必須加入者以外の者で、学会等への参加、共同研究、個人で手配した海外留学・インターンシップ・ボランティア等のため海外渡航する場合。
※観光旅行は対象外です。

問い合わせ先：国際課留学生交流係 exchange@office.uec.ac.jp

WEB サイト：<http://kokusai.office.uec.ac.jp/www/support/top.html>

○学生時代の思い出をたくさん作ろう！

学生表彰制度

以下の区分において、特に顕著な成果や功績をあげた学生等が、学長から表彰を受ける制度です。

「研究活動」「課外活動」「社会活動」「成績優秀等」

例年、2月頃に類・専攻等から推薦された候補者および団体を選考の上、卒業式の日には表彰式を行っています。学生時代の記念として、いつまでも大切な思い出となりますので、ぜひ、表彰されることを目指して頑張ってください。

ボランティア

本学の学内組織である「社会連携センター」では、地方公共団体や教育機関などから大学に寄せられたボランティア募集の情報を提供しています。

大学ホームページから、ボランティア参加希望の登録ができます。

方法は次のとおりです。

電通大HPのトップページ「在学生の方」をクリック



「学生生活について知りたい」の項目の中より、「ボランティア活動」をクリック



「社会連携センター ボランティア登録」をクリック



「ボランティアMLに登録する」をクリック

なお、ボランティア募集情報は、以下のページで確認することができます。

「社会連携センター」ホームページ>ボランティア活動>ボランティア依頼情報

上記の他に、特定の課外活動団体を指定したボランティアの募集もあり、その場合は、課外・厚生係から団体の代表者に連絡しています。

なお、ボランティア活動を行う際の注意事項は、「ボランティアのてびき」をご覧ください。

ボランティア活動に参加する際の注意

自然災害を被った地域への救済活動など、自主的なボランティア活動を行う際には、自分自身の身体の安全についても十分に注意し、万一、怪我などをした場合に備えて、事前に各種の保険に加入しておくようにしてください。

サークル・個人を問わず、ボランティア（課外活動）中の事故に備えて、必ず学生課課外・厚生係に届け出を怠らないよう御注意ください。

キャンパス環境を皆で良くしよう

自転車の整理やゴミの分別廃棄、落とし物を届ける、喫煙の配慮……等々、皆さんの日常生活では、ちょっとした行為で「自分に誇りを持つこと」がたくさんあります。照れくさい、面倒くさいと思わずに、心にゆとりを持ったアクティブな毎日を過ごされることを切に願います。

そうした積み重ねが、きっと、電気通信大学での懐かしい思い出につながっていくはずですよ！

5・学生生活支援施設

○体育施設（詳細→課外・厚生係）

多摩川運動場・体育館・第二体育館は、授業及びサークル活動の定期練習を優先します。（予約方法は、「施設の予約方法」を参照）

多摩川運動場

野球場・サッカー場・テニスコート（オムニ4面）

※大学公認団体が使用できます。

体育館

バスケットボール（2面）、バレーボール（2面）、バドミントン（6面）

授業や大学公認団体の定期練習等の入っていない場合は、個人使用ができます。使用を希望する場合は、体育館管理人室(体育館1階)で空き状況を確認し、受付手続きを行ってください。(学生証が必要です。)

トレーニングルーム（第二体育館1F）

使用可能時間：月～金の11：00～20：00（13：00～14：00、18：00～20：00はトレーナー不在）

本学の学生・教職員のみ使用できます。利用を希望する際は、講習会に参加し、トレーナーの説明を受けてください。（講習会の開催は掲示でお知らせします。）その後は、自由に使用できます。（予約不要）ただし、18：00～20：00の利用については、以下の注意事項を守って使用してください。

（利用者の注意事項）

- ・トレーニングルーム講習会に参加し、利用者登録を完了した学内者に限定します。
- ・安全性の確保、緊急時の対応のため必ず2人以上のグループで利用し、1人での使用は認めません。
- ・利用の際は、毎回、第一体育館管理人室にて申請（名簿への記入）してください。

○講堂（詳細→課外・厚生係）

大学の正門に入って、すぐ右側にある白い大きな建物です。3階建てで、収容定員は約1,000名です。入学式・卒業式・課外活動の発表会などで使用します。原則として、申請により許可を受けたイベント以外には使用できません。予約の際は、事前に相談の上、空き状況を照会してから、希望日の3か月前から1か月前までに申し込んで許可を得てください。

（貸し出しに際しては、一定の制約があるため、必ず、事前に窓口で相談してください。）

○課外活動共用施設（詳細→課外・厚生係）

サークル会館

大学公認団体が使用できる施設です。個別の部室のほか、活動のための共用スペースがあります。室内での火気使用及び屋内の喫煙は禁じます。

[開館時間＝9：00～22：00]

- 1) 集会室：会議や資料の作成等に使用することができます。
※課外・厚生係の窓口で予約できます（「施設の予約方法」参照）。鍵は正門守衛所で借用し、責任を持って返却してください。
- 2) 音楽練習室、パート練習室（2部屋）：音楽系サークルのための練習室です。
- 3) 体育練習室：主に、空手道部、少林寺拳法部、松濤館空手道部の練習場です。
- 4) 同好会連絡室：各同好会のロッカーと共用スペースがあります。

大学会館 4 F

イベントや課外活動に使用できる部屋のある大学の福利・厚生施設です。施設使用時の鍵は正門守衛所で借用し、責任を持って返却してください。緊急時に備えて、各階フロアには内線電話があります。

[開館時間＝9：00～22：00（日・祝日・年末年始閉館）]

(大学会館使用上のルール)

- ・使用後は、清掃（多目的ホールはモップがけ）、消灯、施錠を行ってください。
- ・大学会館内はすべて禁煙です。また、食堂以外での飲食もやめてください。
- ・使用時に出たゴミは必ず持ち帰ってください。

※次の、1)～3)は、通常、**大学公認団体のみ**使用を認めています。

1) 多目的ホール

サークルの練習、演奏会などで使用できます。(ピアノ1台有り)

2) 集会室

会議などに使用できます。(定員30名程度)

3) 和室

8畳の広さで、座卓があります。

4) 音楽室 1. 2. 3

防音仕様で、楽器の練習に使用できます。(各室にピアノ1台)

閉館日を除いた授業期間中の平日9：00～16：00は個人使用ができます。

1人1回2時間までで、予約制ではありません。使用を希望する場合は、正門守衛所で空き状況を確認して鍵を借りてください。(学生証が必要です。)

5) ロビー

自習等で誰でも使用できます。予約は要りませんが、共用スペースなので、他の人に迷惑となる行為は謹んでください。

○施設の予約方法（詳細→課外・厚生係）

教室

利用申請が出来るのは大学公認の課外活動団体のみで、東地区のA・B・C棟と西地区の2・8・9号館の教室です。但し、改修等により利用できなくなる場合もあります。また、行事や試験期間などの正課に支障がある日は使用できません。使用を希望する団体は利用希望日の30日前から7日前（土・日・祝日を除く）までに申し込んで許可を得てください。

体育施設・課外活動共用施設

※第一体育館・多摩川運動場・サークル会館共用室・大学会館4F

調整会議（会議日程は別途、大学公認団体へ通知）

毎月のはじめに、サークル代表者等で、あらかじめ定期練習日と大会などの予定日を確定します。

- [月曜日] 大学会館（多目的ホール・音楽室）
サークル会館（音楽練習室・パート練習室Ⅰ・Ⅱ）
多摩川運動場（テニスコート）
- [火曜日] 体育館
- [水曜日] 多摩川運動場（野球場・サッカー場）

事前予約

調整会議後、課外・厚生係の窓口で、30日前から7日前までの範囲で先着順に予約できます。個人利用の場合は、予約はできません。

予約受付時間は、**9：00～17：00**（土・日・祝日・年末年始を除く。）です。大学会館は原則として、日・祝日の使用はできません。また、正課や行事が優先され、年末年始などの使用できない期間もありますので、窓口や掲示で確かめてください。

施設が利用できる時間

多摩川運動場 9:00～19:30 (12～2月は10:30～19:00)

その他のすべての施設 9:00～22:00

※事前に届け出て許可を受けない限り、時間外の滞留は認めません。

施設によっては退出時間が異なります。使用施設の退出時刻を厳守してください。

○施設使用上の注意事項

電気通信大学課外活動共用施設使用上の注意事項について

電気通信大学課外活動共用施設運営規程第7条に基づき、課外活動共用施設使用上の注意事項について、次のとおりに定める。

(共通事項)

1. 使用時間を厳守すること。
2. 使用目的以外の用途に使用、又は転貸しないこと。
3. 火気の取扱いに注意し、備え付けの器具以外は使用しないこと。
4. 火災予防に努め、発火の原因となる物品を持ち込まないこと。
5. 許可無く、暖房器具を持ち込まないこと。
6. 喫煙は、施設外の所定の場所で行うこと。
7. 施設、設備を損傷、汚損又は無断で変更しないこと。
8. 備え付けの物品等を無断で移動したり、施設の外へ持ち出さないこと。また、使用後は必ず元の位置に戻すこと。
9. 掲示等は、許可された場所以外に行わないこと。
10. 貸与された鍵は、責任を持って保管し、使用後は直ちに返却すること。また、鍵を複製しないこと。
11. 廊下、ロビー等の共通で使用する場所を無断で占有しないこと。
12. 楽器の演奏等は、音楽練習室及びパート練習室を使用し、騒音防止に努めること。
13. 電気、水道等の使用に当たっては節約に努めること。
14. 使用場所の清掃及び整理整頓に努め、退出時は、冷・暖房機器の停止の確認、消灯及び戸締りを行なうこと。
15. 施設、設備又は備品を滅失、損傷又は汚損した場合は、速やかに担当職員に連絡すること。
16. 使用に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
17. 1から16の事項に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、以後の使用を許可しないことがある。特に、3から6の事項に違反した場合は、使用許可を取り消し、以後の使用を許可しないこととする。

(集会室)

1. 楽器の演奏には使用しないこと。

電気通信大学体育施設使用上の注意事項について

電気通信大学体育施設運営規程第7条に基づき、体育施設使用上の注意事項について、次のとおり定める。

(対象施設)

- (1) 体育館
- (2) 第二体育館
- (3) 武道場
- (4) 多摩川運動場
- (5) プール
- (6) 西地区テニスコート
- (7) 弓道場

大学会館 4 F

イベントや課外活動に使用できる部屋のある大学の福利・厚生施設です。施設使用時の鍵は正門守衛所で借用し、責任を持って返却してください。緊急時に備えて、各階フロアには内線電話があります。

[開館時間＝9：00～22：00（日・祝日・年末年始閉館）]

（大学会館使用上のルール）

- ・使用後は、清掃（多目的ホールはモップがけ）、消灯、施錠を行ってください。
- ・大学会館内はすべて禁煙です。また、食堂以外での飲食もやめてください。
- ・使用時に持ったゴミは必ず持ち帰ってください。

※次の、1)～3)は、通常、**大学公認団体のみ**使用を認めています。

1) 多目的ホール

サークルの練習、演奏会などで使用できます。（ピアノ1台有り）

2) 集会室

会議などに使用できます。（定員30名程度）

3) 和室

8畳の広さで、座卓があります。

4) 音楽室 1. 2. 3

防音仕様で、楽器の練習に使用できます。（各室にピアノ1台）

閉館日を除いた授業期間中の平日9：00～16：00は個人使用ができます。

1人1回2時間までで、予約制ではありません。使用を希望する場合は、正門守衛所で空き状況を確認して鍵を借りてください。（学生証が必要です。）

5) ロビー

自習等で誰でも使用できます。予約は要りませんが、共用スペースなので、他の人に迷惑となる行為は謹んでください。

○施設の予約方法（詳細→課外・厚生係）

教室

利用申請が出来るのは大学公認の課外活動団体のみで、東地区のA・B・C棟と西地区の8・9号館の教室です。但し、改修等により利用できなくなる場合もあります。また、行事や試験期間などの正課に支障がある日は使用できません。使用を希望する団体は利用希望日の30日前から7日前（土・日・祝日を除く）までに申し込んで許可を得てください。

体育施設・課外活動共用施設

※第一体育館・多摩川運動場・サークル会館共用室・大学会館4F

調整会議（会議日程は別途、大学公認団体へ通知）

毎月のはじめに、サークル代表者等で、あらかじめ定期練習日と大会などの予定日を確定します。

- [月曜日] 大学会館（多目的ホール・音楽室）
サークル会館（音楽練習室・パート練習室Ⅰ・Ⅱ）
多摩川運動場（テニスコート）
- [火曜日] 体育館
- [水曜日] 多摩川運動場（野球場・サッカー場）

事前予約

調整会議後、課外・厚生係の窓口で、30日前から7日前までの範囲で先着順に予約できます。個人利用の場合は、予約はできません。

予約受付時間は、**9：00～17：00**（土・日・祝日・年末年始を除く。）です。大学会館は原則として、日・祝日の使用はできません。また、正課や行事が優先され、年末年始などの使用できない期間もありますので、窓口や掲示で確かめてください。

電気通信大学大学会館使用上の注意事項について

電気通信大学大学会館運営規程第6条に基づき、大学会館4階ロビー、多目的ホール、集会室、和室、音楽室及びロビーの使用上の注意事項について、次のとおり定める。

1. 使用時間を厳守すること。
2. 使用目的以外の用途に使用、又は転貸しないこと。
3. 火気の取扱いに注意し、備え付けの器具以外は使用しないこと。
4. 火災予防に努め、発火の原因となる物品を持ち込まないこと。
5. 許可無く、暖房器具を持ち込まないこと。
6. 喫煙は施設外の所定の場所で行うこと。
7. 施設、設備等を損傷、汚損又は無断で変更しないこと。
8. 備え付けの物品等は、無断で施設の外へ持ち出さないこと。また、使用後は、必ず元に戻すこと。
9. 掲示は、許可された場所以外に行わないこと。
10. 貸与された鍵は、責任を持って保管し、使用後は、施錠をして直ちに返却すること。
11. 飲食は行わないこと。
12. 楽器の演奏等は、多目的ホール又は音楽室を使用し、騒音防止に努めること。
13. 使用後は、清掃、整理整頓を行い、冷・暖房機器の停止の確認、消灯及び戸締りを行うこと。
14. 施設、設備又は備品を滅失、損傷又は汚損した場合は、速やかに担当職員に連絡すること。
15. 使用に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
16. 上記1から15の事項に違反した場合は、使用許可を取り消し、または使用を停止し、以後の使用を許可しないことがある。特に、3から6の事項に違反した場合は、使用許可を取り消し、以後の使用を許可しないこととする。

○食堂・売店等（詳細→課外・厚生係）

施設名	営業時間	内容
大学会館内		
生活協同組合売店 (大学会館1階)	(月～金) 10:00～18:00	食品・飲料、文具、日用品、PC用品、鉄道・航空旅券手配、DPE、コピー、教習所申込、教科書等書籍、雑誌、等
生活協同組合 カットサロンRen (大学会館1階)	(月～金) 10:00～17:00	理髪料金 2,500円(予約制)
生活協同組合 食堂 (大学会館2階)	(月～金) 11:30～15:00 16:30～19:30	座席数 約300席 セルフサービス方式
レストラン・ハルモニア (大学会館3階)	(月～金) 11:30～14:00	座席数 約160席 フルサービス方式
西地区キャンパス		
西しょくden	(月～金) ランチ 11:00～13:30	座席数 約204席 セルフサービス方式

(注) 夏季休業中等は営業時間が変更になります。

生協（生活協同組合）

電気通信大学生生活協同組合（略して「生協」と呼称）は、昭和35年に設立され、組合員の生活の安定と生活文化の向上を図ることを目的としています。生協は、組合員の出資金により運営されており、一般業者のように利益を目的とした運営はしていません。また、他の大学生協との共同仕入れなどにより、市価より若干安く利用できます。

本学の学生と教職員は組合員となることができ、また、その出資金（1口400円、通常10口）は卒業の際には返還されます。事務所は大学会館1階にあります。

○菅平セミナーハウス（詳細→課外・厚生係）

菅平宇宙電波観測所は、1968（昭和43年）の開設以来、主に宇宙空間や地球惑星系の電磁波現象の観測・研究を行っている教育・研究施設です。

併設のセミナーハウスは宿泊施設としてあり、研究上の観測・実験などのほか、スキーやゼミ合宿などで、学生の皆さんも利用することが出来ます。（約40人）

- ・ **申込方法** 利用を希望する場合は、あらかじめ課外・厚生係で予約し、利用開始の4日前までに「使用願」等を提出してください。（利用方法等はホームページを見てください。）
食事を希望する場合は、7日前までに申し込みを完了してください。
- （注） 1 予約は、原則として利用開始月の前月10日～20日の間で受付けます。
2 使用願等の提出は、9：00～16：00（12：00～13：00及び土・日・祝日を除く）に受付けます。
3 利用にあたっては、注意事項を必ず守ってください。
- ・ **休業日** 毎週水曜日（12月～3月を除く）、12月29日～1月4日
- ・ **利用料金** 1 宿泊代（学生用） 1泊460円
※ただし、暖房期（11月15日～4月15日）は、1泊482円
2 食事を希望する場合は、朝食450円、夕食800円が別途必要です。
- ・ **所在地** 〒386-2204 長野県上田市菅平高原1223 TEL 0268-74-2211
- ・ **交通**
 - 1) 関越自動車道・練馬インター→藤岡ジャンクション→上信越自動車道・上田菅平インター→国道144号線で真田町→国道406号線で菅平高原
 - 2) 中央自動車道・調布インター→須玉インター→国道141号線で小諸市→国道18号線で上田市→国道144号線で真田町→国道406号線で菅平高原
 - 3) 中央自動車道・調布インター→長野自動車道→上信越自動車道・須坂長野東インター須坂市→県道58号線で仁礼・仙仁温泉経由→国道406号線で菅平高原
 - 4) 新幹線「あさま」で上田駅下車、菅平高原行きバスで「菅平郵便局前」（約1時間）下車、徒歩20分

○浜見寮（詳細→課外・厚生係）

浜見寮は、湘南（鵜沼）海岸近くに位置する大学の福利厚生・宿泊施設です。学生・職員の研修、課外活動及びレクリエーションなど様々な目的として、年間を通じて利用できます。（宿泊定員約34名）

- ・ **申込方法** 利用を希望する場合は、あらかじめ課外・厚生係で予約し、利用開始日の4日前までに「使用願」等を提出してください。（利用方法等はホームページを見てください。）
- （注） 1 予約は、原則として利用月の前月10日～20日の間で受付けます。
2 使用願等の提出は、9：00～16：00（12：00～13：00及び土・日・祝日を除く）に受付けます。
3 利用にあたっては、注意事項を必ず守ってください。
- ・ **休業日** 毎週水・木曜日（8～9月を除く）、その他臨時に休業することがあります。
- ・ **利用料金** 1 宿泊代 1泊1,099円
2 食事は提供していませんが、近くに24時間営業のスーパーがあります。仕出し弁当、出前メニューも備えてありますのでご利用ください。
- ・ **所在地** 〒251-0045 神奈川県藤沢市辻堂東海岸4-10-3 TEL 0466-36-5607
- ・ **交通**
 - 1) 小田急江ノ島線鵜沼海岸駅下車徒歩約20分
 - 2) JR辻堂駅からバス「鵜沼（くげぬま）車庫行き」で「湘洋中学前」下車徒歩3分

○その他の研修施設（詳細→課外・厚生係）

大学生のための安価な合宿施設は学外にもありますが、その一例を紹介します。

<財団法人大学セミナー・ハウス>

自然の美しい多摩の丘陵に位置し、小規模のゼミナールやクラスの研究集会などを開催するのに適しています。本学もこの施設の協力会員校です。

【八王子セミナーハウス】

所在地 〒192-0372 東京都八王子市下柚木1987-1
TEL 042-676-8511 FAX 042-676-1220
URL <https://iush.jp>

<青少年交流の家>

※各地の青少年交流の家も合宿施設としては最適です。近郊の例を紹介します。

【国立中央青少年交流の家】

所在地 〒412-0006 静岡県御殿場市中畑2092-5
TEL 0550-89-2020
URL <https://fujinosato.niye.go.jp>

【国立磐梯青少年交流の家】

所在地 〒969-3103 福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原7136-1
TEL 0242-62-2530
URL <https://bandai.niye.go.jp>

【国立赤城青少年交流の家】

所在地 〒371-0101 群馬県前橋市富士見町赤城山27
TEL 027-289-7224
URL <https://akagi.niye.go.jp>

○UECコミュニケーションミュージアム（東10号館）

1918（大正7）年に創立された「無線電信講習所」（本学の前身校）と1949（昭24）年に新制大学として発足した「電気通信大学」の歴史的遺産を収集・展示しています。

東10号館の1階と2階に常設展示を行う7つの展示室があり、ペリー提督が幕府に献上したモールス電信機、明治政府が初めて公式採用した電信機、日露戦争で活躍した無線機やエジソン発明の蝋管蓄音機等、黎明期の各種パソコンや多種多様な真空管など、無線通信、ラジオ、真空管、音響関係の一大コレクションやコンピュータを中心とした情報機器、その関連機器も多数収蔵されており、学術調査員による整備により、動態展示もされています。貴重な収蔵品が多数ありますので、お気軽にご来館ください。

ご希望があれば、学術調査員からの解説も受けることができます。

なお、開館時間や所蔵品の詳細、大学の沿革などについて、ホームページ（URL <https://www.museum.uec.ac.jp/>）に詳しく掲載しておりますので確認してください。

○電気通信大学同窓会 目黒会（事務局：創立80周年記念会館1階）

一般社団法人目黒会は、1942年（昭和17年）7月13日に当時の通信省の認可で設立されました。「目黒」は電気通信大学発祥の地名に由来します。名誉会長は国立大学法人電気通信大学長、会員は電気通信大学で学んだ卒業生を母体に、在學生、在學生の父母、大学職員などで構成され、登録されている会員は4万人を超えています。目黒会は社会と大学及び学生とのコミュニケーションの推進に積極的に関わっており、現在、理事14名、監事2名に加え10の委員会、事務局で運営にあたっています。事務局が入っている創立80周年記念会館は、電気通信大学創立80周年（1998年）を記念し、目黒会の力を結集して2000年10月に建てられました。

目黒会は独自の事業計画に基づいて年度単位の活動を行っていますが、電気通信大学との関係を最も大切に考えています。特に在學生への就職活動支援として、相談員による就職相談や求人情報誌の発行（無料配布）、各企業と学生が直接面談できる会社説明会などを毎年行っています。

その他、在學生の国内、海外の学会参加費助成、留学生への各種支援を行い、ホームカミングデーでは各種イベントを開催しています。さらに毎年、卒業生・修了生の中から成績優秀な学生約70名に卒業式・学位記授与式にて目黒会賞を授与しており、本学卒業生で顕著な業績を挙げた方には同窓会賞を授与し、入学式で記念講演を行っています。

活動拠点は大学構内におく事務局のほか、北海道、東北、長野、首都圏、東海、関西、北陸、中国地方（広島）、四国、九州に各支部があり、さらに母国に帰国した留学生を中心にタイ、韓国、中国（北京・上海）、ベトナム、インドネシア、メキシコの各国に海外支部と、在米会員による米国支部があります。

社会で活躍している卒業生の実績により、電気通信大学は国内外で高い評価を受けています。

電気通信大学及び大学院に入学した方ならどなたでも、目黒会の同窓会サービスが受けられます。是非ご利用ください。

○電気通信大学学園活動後援会（窓口：本館1階 学生課内）

電気通信大学学園活動後援会（以下、後援会）は、本学学生の教育・研究を賛助することを目的として数名の有志父母を発起人とし、昭和59年2月25日に設立されました。

以降、後援会では、本学学生の父母や社会人学生等の皆様のご理解を得て、学生生活を充実するため、様々なバックアップをしてきました。その内容も幅広く、例年、大学の式典や行事、研究活動、課外活動、海外留学、大学院生のゼミ合宿等の支援が行われています。

会員の方々には、「後援会だより」などで、大学の情報を提供しています。

○国立科学博物館の利用について（詳細→学生係）

本学は国立科学博物館の「国立科学博物館大学パートナーシップ」に加入しています。

本学の学生であれば窓口で学生証を提示することにより、国立科学博物館（上野本館の常設展、附属自然教育園、筑波実験植物園）へ無料入館できます。また、特別展は割引料金（630円引き）にて観覧できます。その他、以下の特典があります。是非この制度で、積極的に博物館を活用してみましょう。

<制度の特典内容>

1. 学生の無料入館（上野本館常設展、附属自然教育園、筑波実験植物園）
2. 特別展の割引入館（630円引き）
3. サイエンスコミュニケーター養成実践講座 受講料割引（半額）
4. 大学生のための自然史講座 受講料割引（半額）
5. 大学生のための科学技術史講座 受講料割引（半額）
6. お茶の水女子大学との連携事業 公開臨海実習 受講優先受付
7. 見学ガイダンス（無料。教職員の引率が必要です）

国立科学博物館 上野本館

所在地：〒110-8718

東京都台東区上野公園7-20

交通：JR上野公園口から徒歩5分

開館時間：9:00～17:00（入館は16:30まで）

金・土曜日は9:00～20:00（入館は19:30まで）

休館日：原則として月曜日、及び年末年始 ※特別展等により変更することがあります。

お問い合わせ：03-5777-8600（ハローダイヤル）

URL：<http://www.kahaku.go.jp/>

<その他無料入館対象施設>

- ・附属目黒教育園：東京都目黒区白金台5-21-5（JR/東急目黒駅から徒歩9分）
- ・筑波実験植物園：茨城県つくば市天久保4-1-1（TXつくば駅からバスで5分）

※「国立科学博物館 大学パートナーシップ」とは大学と国立科学博物館が連携し、学生の皆様の科学リテラシーやサイエンスコミュニケーション能力の向上に資する事業です。

電気通信大学学生準則

平成16年 4月 1日

改正

令和 2年12月25日

令和 3年 3月10日

(趣旨)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）の学生の行為及び学生の学内における団体、集会等については、この準則の定めるところによる。

(宣誓書及び学生カード)

第2条 入学を許可された者は、所定の宣誓書に署名又は記名押印し、入学手続きの際に提出しなければならない。

2 入学を許可された者は、所定の学生カードに住所、家族状況等の必要事項を記入し、入学手続きの際に提出しなければならない。

3 学生カードの記載事項に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

(学生証)

第3条 学生は入学の際、学生証の発行を受け、常に携帯しなければならない。

第4条 学生証を所持しない者については、教室、研究室又は附属図書館等の施設使用を制限することがある。

第5条 職員から請求のあったときは、学生証を提示しなければならない。

第6条 学生証を紛失又は汚損したときは、直ちに届け出て再発行を受けなければならない。

第7条 学生証は、その有効期限が経過したとき、又は学生としての身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。

(健康診断の受診)

第8条 学生は、毎年本学の行う定期又は臨時に行われる健康診断を受けなければならない。

(団体及び集会)

第9条 学生の団体及び集会に関する規定は、別に定める。

(出版物の許可)

第10条 学生又は学生の団体が、本学構内において雑誌、小冊子、新聞等の出版物を頒布しようとするときは、あらかじめ届け出て、許可を受けなければならない。

(掲示等の許可)

第11条 学生又は学生の団体が、本学構内において文書、ポスター等の掲示又は立看板等の設置をしようとするときは、別に定めるところにより許可を受けなければならない。

(学内施設等の利用)

第12条 学生又は学生の団体が、体育施設その他学内の施設を利用しようとするときは、別に定めるところにより許可を受けなければならない。

(インターネット等による届出又は申請)

第13条 この準則において書面により行うことと規定されている届出又は申請は、当該規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により、別に定める時期までに当該書面に記載すべき事項を提出することをもって、これに代えることができるものとする。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年3月10日から施行する。

国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程

制定 平成22年3月19日規程第95号
最終改正 令和3年12月13日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用の額及びその徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料、入学料及び検定料)

第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、別表第1のとおりとする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、1年を前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第2項及び第3項の規定にかかわらず、入学手続きの際に徴収できるものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、特別の事情により学生の申出があつたときは、次期に係る授業料を当期中に徴収できるものとする。

(長期履修学生に係る授業料の額及び徴収方法)

第4条 国立大学法人電気通信大学学則（以下「学則」という。）第49条第1項及び学則第64条第1項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る長期履修期間（長期履修が認められる前に在学した期間を除く。以下、この項及び第3項において同じ。）における授業料の年額は、第2条の規定にかかわらず、長期履修学生以外の学生から学則第32条に規定する修業年限又は学則第54条に規定する標準修業年限（以下「修業年限等」という。）に徴収すべき授業料の総額（以下、「標準授業料総額」という。）から、申請年次までに当該学生から徴収すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

2 長期履修学生が、長期履修の期間を延長又は短縮することを認められた場合の長期履修期間（当該延長又は短縮の前に在学した期間を除く。以下、この項において同じ。）における授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、標準授業料総額から、在学した期間に応じ当該学生から徴収すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 長期履修期間中に授業料の年額の改定（以下「授業料改定」という。）があつた場合に長期履修学生から徴収する授業料の年額は、標準授業料総額から授業料改定前に当該

学生から徴収すべき授業料の総額を控除した額を長期履修期間から当該授業料改定前の長期履修期間を控除した期間の年数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

- 4 長期履修学生が、修業年限等で卒業又は修了することを認められた場合のその後の授業料の年額は、別表第1に定める額とする。
- 5 前項の場合において、当該学生が長期履修学生以外の学生であったと仮定した場合に申請年次までに徴収すべき授業料の総額と当該学生から申請年次までに徴収すべき授業料の総額に生じる差額（以下この項において単に「差額」という。）は、当該学生が長期履修学生以外の学生となる学年開始の期の最初の月に授業料として全額を徴収するものとする。ただし、修業年限等の最終年次に在学し修業年限等で卒業又は修了することを認められた場合においては、差額は、当該学生が長期履修学生以外の学生となる期の最初の月に授業料として全額を徴収するものとする。
- 6 長期履修学生が、認められた長期履修の期間後も在学する場合には、その超えた期間の授業料の年額は、別表第1に定める額とする。
- 7 長期履修学生から徴収すべき授業料の総額と標準授業料総額との間に差額が生じることとなる場合は、第1項から第3項の規定にかかわらず、当該学生の長期履修の最終年次の授業料において差額を調整し、もって授業料の年額とするものとする。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 前期又は後期中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で課程を修了する場合における授業料の額及び徴収方法）

第7条 特別の事情により、学年の途中で課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（退学等の場合の授業料）

第8条 退学又は転学の場合は、当該学期に係る授業料を完納していなければならない。

- 2 卒業又は修了の場合は、在学した期間に係る授業料を完納していなければならない。

（研究生等の授業料の徴収方法）

第9条 研究生の授業料の徴収は、1年を前期及び後期の2期に区分して行うものとし、当該期の研究予定期間における当初の月までに、当該期の研究期間分に相当する額を徴収するものとする。

2 科目等履修生の授業料の徴収は、入学手続きの際もしくは履修が開始される当初の月に、履修を許可した科目に係る単位分の額を徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第10条 入学料は、入学手続きの際に徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第11条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願手続きの際に徴収するものとする。

(既納の授業料等)

第12条 徴収した授業料等は、返還しない。

2 次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、納付した者の申出により授業料等を返還する。

(1) 本学の個別学力検査等に係る検定料を納付した者が、出願書類等による第1段階目の選抜で不合格となった場合及び、個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合は、第2段階目の選抜に係る額に相当する額

(2) 本学の受験を希望し検定料を納付した者が、出願をしなかった又は受理されなかった場合

(3) 入学を許可されるときに入学料を納付した者が、本学が定める所定の期日までに入学手続きをしなかった場合

(4) 入学を許可されるときに入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者が、本学が定める所定の期日までに入学手続きをしなかった場合

(5) 入学を許可されるときに入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日（10月入学者にあつては当該年度の9月30日）までに入学を辞退した場合

(6) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料徴収時期前に休学又は退学した場合

(国費外国人留学生等)

第13条 次の者の授業料、入学料及び検定料の徴収は要しない。

(1) 国費外国人留学生

(2) その他学長が特に必要があると認めた者

(学位論文審査手数料)

第14条 学位論文審査手数料については、別表第2のとおりとする。

(公開講座等の講習料)

第15条 公開講座の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学の教育研究内容の普及を目的とする場合等、学長が必要と認めた場合には、講習料は徴収しないことができる。

3 公開講座以外の講習料の額は、別に定める。

(学生寮及び国際交流会館の寄宿料)

第16条 学生寮及び国際交流会館の寄宿料又は使用料の額は、別表第3のとおりとする。

(寄宿料の徴収方法)

第17条 寄宿料は、学生寮に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月その分を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内（月額単位とする。）で、その申出又は承諾に係る額を徴収することができるものとする。

（職員研修所の使用料）

第18条 職員研修所の使用料の額は、別表第4のとおりとする。

（宇宙・電磁環境研究センター宿泊施設の使用料）

第19条 宇宙・電磁環境研究センター宿泊施設の使用料の額は、別表第4のとおりとする。

（浜見寮の使用料）

第20条 浜見寮の使用料の額は、別表第4のとおりとする。

（共同研究員及び受託研究員等の研究料）

第21条 外部から受け入れる研究員等の研究料の額は、別表第5のとおりとする。

（その他の料金）

第22条 その他、この規定に定めるもののほか、本学において徴収する料金の額は別に定める。

（雑則）

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 国立大学法人電気通信大学授業料その他の料金に関する基準及び国立大学法人電気通信大学における授業料等の納入に関する規程は、廃止する。

附 則 （平成23年2月15日規程第119号）

この規程は、平成23年2月15日から施行する。

附 則 （平成24年5月22日規程第25号）

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 （平成26年3月25日規程第90号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月23日規程第80号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、情報理工学部に係る授業料等については、学域の規定を準用する。

附 則 （平成29年3月22日規程第128号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年9月18日規程第4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月19日規程第35号)
この規程は、平成31年2月19日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規程第66号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月13日規程第36号)
この規程は、令和3年12月13日から施行する。

別表第1（授業料、入学料及び検定料）

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学域生（昼間コース）	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
学域生（夜間主コース）	年額 267,900 円	141,000 円	10,000 円
大学院生	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
科目等履修生	1 単位 14,800 円	28,200 円	9,800 円

- 1 学域生の検定料については、出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合、本表の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は昼間コースにあつては4,000円、夜間主コースにあつては2,200円とし、第2段階目の選抜に係る額は昼間コースにあつては13,000円、夜間主コースにあつては7,800円とする。
- 2 本学博士前期課程を修了し、引き続き本学博士後期課程に進学する者に係る検定料及び入学料は徴収しない。

学域の編入学又は再入学に係る検定料

区 分	検定料
昼間コース	30,000 円
夜間主コース	18,000 円

別表第2（講習料及び学位論文審査手数料の額）

区 分	事 項	講 習 料
公開講座講習料	5 時間以下	5,000 円
	5 時間を超え 10 時間以下	5,900 円
	10 時間を超え 15 時間以下	6,900 円
	15 時間を超え 20 時間以下	7,800 円
	20 時間を超え 25 時間以下	8,800 円
	25 時間を超え 30 時間以下	9,700 円
	30 時間を超え 35 時間以下	10,700 円
	35 時間を超え 40 時間以下	11,600 円
	40 時間を超え 45 時間以下	12,600 円
	45 時間を超え 50 時間以下	13,500 円
	50 時間を超える講習料については別に定める。	
学位論文審査手数料	1 件につき	54,300 円

※上記金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

別表第3（学生寮及び国際交流会館の寄宿料等）

区 分	学生寮	学生の寄宿料	研究者の使用料
学 生 寮		月額 4,300 円	—
国際交流会館	単 身 室	月額 4,700 円	月額 7,947 円
	夫 婦 室	月額 11,900 円	月額 19,310 円
	家 族 室	月額 14,200 円	月額 28,698 円

別表第4（職員研修所、宇宙・電磁環境研究センター宿泊施設及び浜見寮の使用料の額）

区 分		単 位	料 金
職 員 研 修 所	東地区	1 人 1 泊	1,900 円
	西地区		3,800 円
宇宙・電磁環境研究センター	2 人室	1 人 1 泊	230 円
			(※冬期料金) 330 円
	8 人室		100 円
			(※冬期料金) 120 円
浜 見 寮	学生・教職員	1 人 1 泊	590 円
	その他		690 円

- 1 冬期料金は、11月15日～4月15日の期間に適用する。
- 2 上記金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

別表第5（共同研究員及び受託研究員等の研究料）

区 分		研究期間	研究料	
民間等との共同研究規程に基づく共同研究員		1 年	400,000 円	
一般の受託研究員	長 期	6 か月を超えて 1 年以内	515,400 円	
	短 期	6 か月以内	257,700 円	
受 託 研 修 員	公立大学、公立高等専門学校、私立学校又は専修学校の教職員	実験（臨床を含む）系	3 か月 103,100 円	
		非実験系	3 か月 51,500 円	
	独立行政法人教職員支援機構が行う教職員派遣研修による教職員	実験系	3 か月 27,800 円	
		非実験系	3 か月 16,100 円	
	都道府県教育委員会等が派遣する教職員	実験系	3 か月 27,800 円	
		非実験系	3 か月 16,100 円	
	国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は大学共同利用機関法人等の教員又は研究者	教授	6 か月以上	月額 26,700 円
		准教授		月額 14,300 円
講師		10 か月以内	月額 10,500 円	
助教 助手			月額 6,700 円	
外国人受託研修員		1 年以内	月額 215,200 円	

※上記金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程

平成16年 4月 1日

改正

平成17年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

平成30年 2月28日

令和 2年 2月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学則第26条第2項の規定に基づき、入学料、授業料、寄宿料の免除及び入学料、授業料の徴収猶予の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(学域の入学料免除)

第2条 電気通信大学（以下「本学」という。）の学域に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。以下「学域入学者」という。）であって、次の各号の一に該当する特別な事情により、入学料の支払いが著しく困難であると認められる者については、当該各号に定める入学料を免除することができる。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「法」という。）第8条に基づき、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められた場合 入学料の全額、三分の二の額又は三分の一の額
- (2) 私費外国人留学生で、入学前1年以内において、学域入学者が風水害等の災害を受けた場合 入学料の全額又は半額
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合 入学料の全額又は半額

(大学院研究科の入学料免除)

第3条 本学の大学院研究科に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。以下「大学院入学者」という。）であって、経済的理由により入学料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項に該当しない者であっても、次の各号の一に該当する特別な事情により、入学料の支払いが著しく困難であると認められる場合には、当該各号に定める入学料を免除することができるものとする。

- (1) 入学前1年以内において、大学院入学者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡し、又は大学院入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 入学料の全額又は半額

(2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合 入学料の全額又は半額

(入学料免除の申請)

第5条 第2条第1号に基づき、入学料の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、入学料免除申請書により学長に申請しなければならない。

2 第2条第2号、同条第3号又は第3条に基づき、入学料の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、入学料免除申請書に次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請しなければならない。

(1) 家庭調書（私費外国人留学生にあつては私費外国人留学生生活調書）

(2) 住民票

(3) 所得課税証明書

(4) 成績を証明するもの（学域の入学料免除申請を除く。）

(5) 風水害等の災害を受けた者は市区町村等が発行する罹災証明書

(6) 給与所得者については源泉徴収票、自営業者については確定申告書

(7) その他参考となる資料

3 入学料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可を判定するまでの間、申請に係る入学料の徴収を猶予する。

(入学料免除の許可)

第6条 前条第1項及び第2項の申請に基づく入学料の免除は、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）の議を経て、学長が許可する。

2 入学料の免除を許可されなかった者及び一部免除を許可された者は、免除の不許可及び一部免除の許可を告知された日から起算して14日以内に入学料を支払わなければならない。ただし、第9条第2項の規定に基づき、入学料の徴収猶予の申請を行った者については、この限りでない。

(死亡等による入学料の免除)

第7条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者が、次の各号の一に該当する場合は、未払いの入学料の全額を免除する。

(1) 第5条第3項及び第9条第3項に規定する期間内に死亡した場合

(2) 免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又は一部免除を許可された者が、第6条第2項本文及び第10条第3項に規定する期間内に死亡した場合

(3) 徴収猶予を許可された者が、第10条第2項に規定する期間内に死亡した場合

(4) 免除を許可されなかった者若しくは一部免除を許可された者又は徴収猶予を申請した者が、所定の期日までに入学料を支払わないことにより学籍を除かれた場合

(入学料の徴収猶予)

第8条 入学者が、次の各号の一に該当する場合は、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により支払期限までに入学料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において入学者の学資を主として負担している者（以下この号にお

いて「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、支払期限までに入学料の支払いが困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(入学料徴収猶予の申請)

第9条 前条に基づき、入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、入学料徴収猶予申請書に関係書類を添えて学長に申請しなければならない。

2 入学料免除を申請した者で、不許可とされた者又は一部免除を許可された者は、その告知をされた日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

3 入学料の徴収猶予を申請した者については、徴収猶予の許可又は不許可を判定するまでの間、申請に係る入学料の徴収を猶予する。

(入学料徴収猶予の許可)

第10条 前条第1項及び第2項の申請に基づく入学料の徴収猶予は、センター会議の議を経て、学長が許可する。

2 入学料の徴収猶予を許可された者は、次の各号に定める期日までに入学料を支払わなければならない。

(1) 4月入学者にあつては、入学した年の9月末日

(2) 10月入学者にあつては、入学した年の翌年2月末日

3 入学料の徴収猶予を許可されなかった者は、徴収猶予の不許可を告知された日から起算して14日以内に入学料を支払わなければならない。

(学域の授業料免除)

第11条 学域学生(科目等履修生、研究生等を除く。以下同じ。)が、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める授業料を免除することができる。

(1) 法第8条に基づき、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があると認められた場合 その期の授業料の全額、三分の二の額又は三分の一の額

(2) 私費外国人留学生で、経済的理由により授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 その期の授業料の全額又は半額

(3) 私費外国人留学生で、授業料の支払期限前6か月以内(入学者の前期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学生が風水害等の災害を受け、支払いが著しく困難であると認められる場合及びこれらに準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合 当該事由発生の翌期の授業料の全額又は半額

(4) 休学を許可された場合 月割計算による休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料の全額

(5) 徴収猶予の許可を受けている学域学生が、願いにより退学を許可された場合 月割計算による退学の翌月以降のその期の授業料の全額

(6) 死亡又は長期にわたり行方不明のため学籍を除かれた場合 未払いの授業料の全額

(7) 授業料の未払いを理由として学籍を除かれた場合 未払いの授業料の全額

2 前項第3号の規定は、当該事由発生の時期が当該期の授業料の支払期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を支払っていない場合においては、当該期分の授業料について適用することができる。

(大学院研究科の授業料免除)

第11条の2 大学院学生（科目等履修生、研究生等を除く。以下同じ。）が、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める授業料を免除することができる。

- (1) 経済的理由により授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
その期の授業料の全額又は半額
 - (2) 授業料の支払期限前6か月以内（入学者の前期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において学生の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、支払いが著しく困難であると認められる場合及びこれらに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合 当該事由発生翌期の授業料の全額又は半額
 - (3) 休学を許可された場合 月割計算による休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料の全額
 - (4) 徴収猶予の許可を受けている大学院学生が、願いにより退学を許可された場合 月割計算による退学の翌月以降のその期の授業料の全額
 - (5) 死亡又は長期にわたり行方不明のため学籍を除かれた場合 未払いの授業料の全額
 - (6) 授業料の未払いを理由として学籍を除かれた場合 未払いの授業料の全額
- 2 前項第2号の規定は、当該事由発生時期が当該期の授業料の支払期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を支払っていない場合においては、当該期分の授業料について適用することができる。

（授業料免除の申請）

第12条 第11条第1項第1号に基づき、授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとにその都度定める期日までに、授業料免除申請書により学長に申請しなければならない。

2 第11条第1項第2号、同条同項第3号、第11条の2第1項第1号又は同条同項第2号に基づき、授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとにその都度定める期日までに、授業料免除申請書に次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請しなければならない。

- (1) 家庭調書（私費外国人留学生にあつては私費外国人留学生生活調書）
- (2) 住民票
- (3) 所得課税証明書
- (4) 成績を証明するもの
- (5) 風水害等の災害を受けた者は市区町村等が発行する罹災証明書
- (6) 給与所得者については源泉徴収票、自営業者については確定申告書
- (7) その他参考となる資料

3 授業料の免除を受けようとする者は、申請する前の期の授業料を支払っていないなければならない。ただし、授業料全額免除になった者は、この限りでない。

4 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可を判定するまでの間、申請に係る授業料の徴収を猶予する。

（授業料免除の許可）

第13条 前条第1項及び第2項の申請に基づく授業料の免除は、センター会議の議を経て、学長が許可する。

（授業料の徴収猶予）

第14条 学生が、次の各号の一に該当する場合は、その期の授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により支払期限までに授業料の支払いが困難である場合
- (2) 学生又は学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受け、授業料の支払いが困難であると認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 授業料の徴収猶予は、その期の末日までの延納又は月割分納（月割分納の額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額）とする。

（授業料徴収猶予の申請）

第15条 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとにその都度定める期日までに、授業料徴収猶予申請書に関係書類を添えて学長に申請しなければならない。

2 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、申請する前の期の授業料を支払っていないなければならない。ただし、授業料全額免除になった者は、この限りでない。

3 授業料の徴収猶予を申請した者については、徴収猶予の許可又は不許可を判定するまでの間、申請に係る授業料の徴収を猶予する。

（授業料徴収猶予の許可）

第16条 前条第1項の申請に基づく授業料の徴収猶予は、センター会議の議を経て、学長が許可する。

（寄宿料の免除）

第17条 学生が、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める寄宿料を免除することができる。

- (1) 学生又は学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の支払いが著しく困難と認められる場合 災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月の範囲内において学長が必要と認める期間に支払うべき寄宿料の全額
- (2) 死亡又は長期にわたり行方不明のため学籍を除かれた場合 未払いの寄宿料の全額
- (3) 授業料の未払いを理由とし学籍を除かれた場合 未払いの寄宿料の全額

（寄宿料免除の申請）

第18条 前条第1号に基づき、寄宿料の免除を受けようとする者は、寄宿料免除申請書に市区町村等が発行する罹災証明書を添えて学長に申請しなければならない。なお、同条同号の学長が必要と認める期間が翌年度にわたる場合は、翌年度の当初において改めて翌年度分に係る免除の申請をしなければならない。

2 寄宿料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可を判定するまでの間、申請に係る寄宿料の徴収を猶予する。

（寄宿料免除の許可）

第19条 前条第1項の申請に基づく寄宿料の免除は、センター会議の議を経て、学長が許可する。

（許可の取消し）

第20条 授業料、寄宿料の免除又は入学料、授業料の徴収猶予を許可された者は、その事由が消滅したとき、速やかに届け出なければならない。

- 2 授業料、寄宿料の免除又は入学料、授業料の徴収猶予の事由が消滅したとき、並びに入学料、授業料、寄宿料について免除を許可された者が、虚偽若しくは不正の申請を行った事実が判明したときは、学長はセンター会議の議を経て、その許可を取消すものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行後に情報理工学部編入学する者の入学料免除については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日現在在学し、引き続き学域に在学する者に対する経過措置)

- 2 令和2年3月31日現在在学し、引き続き学域に在学する者に対する経過措置については別に定める。

令和2年改正電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程
附則第2項に基づく経過措置に関する要項

令和2年2月19日

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程（以下「規程」という。）の一部改正（令和2年2月19日）に伴い、改正前の規程により授業料免除の対象となっていた学域学生のうち、改正後の規程により授業料免除の対象外となり、又は授業料免除の額が減少となる学生に対する経過措置として、従来と同様に経済支援を行うことを目的とする。

(対象学生)

第2条 対象となる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学域に令和2年3月31日現在在学し、4月1日以降引き続き在学する者
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条に基づく授業料等減免申請の要件を満たす場合において、当該申請を行った者

(授業料免除の額)

第3条 前条の学生が、経済的理由により授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、その期の授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前条の学生が、改正前の規程第11条第1項第1号に該当する場合は、その期の授業料の全額を免除することができる。

(授業料免除の申請)

第4条 この要項による授業料免除の経過措置を受けようとする者は、各期ごとにその都度定める期日までに、授業料免除申請書に次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請しなければならない。

- (1) 家庭調書
- (2) 住民票
- (3) 所得課税証明書
- (4) 成績を証明するもの
- (5) 風水害等の災害を受けた者は市区町村等が発行する罹災証明書
- (6) 給与所得者については源泉徴収票、自営業者については確定申告書
- (7) その他参考となる資料

(経過措置の期間)

第5条 経過措置の期間は、この要項による授業料免除の経過措置の適用を受ける者が所定の修業年限を満了するために必要な期間とする。ただし、休学の期間がある場合には、当該休学期間を除く。

(その他の事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、規程附則第2項に基づく経過措置の実施に必要な事項は従前の例によるものとする。

電気通信大学休学、復学、退学及び除籍に関する規程

制定 平成27年3月26日規程第53号
最終改正 令和4年3月31日規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学則（以下「学則」という。）第20条、第22条、第23条及び第24条に関する手続について定めるものとする。

(休学の願い出)

第2条 休学しようとする者は、休学しようとする期間の最初の月の前月の20日（傷病等やむを得ないと認められる事情がある場合を除く。）までに別記様式第1号により願い出なければならない。

2 前項の場合において、当該月の20日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときは、その直近前の平日をもって期限とする。

3 第1項の場合において、休学しようとする期間が学期の途中である場合は、当該期間が属する学期の授業料に関する手続きが未了となっているときは、願い出をすることができない。

(休学の許可)

第3条 学長は、前条第1項の願い出を許可するときは、別記様式第2号により通知する。

2 前項の許可に係る決定は、当該学生の所属する学域又は研究科の長への回付を経た原議書の決裁によるものとする。

3 学長は、休学の事由その他の事項について必要と認める場合は、当該学生の所属する学域又は研究科の教授会に審議を求めることができる。

(履修登録の取扱い)

第4条 授業の履修登録を行った者が、第2条第1項の願い出を行い許可されたときは、当該休学期間の属する学期に係る履修登録は無効とする。

(復学の願い出)

第5条 休学期間中に当該休学の事由が消滅し、当初の休学期間満了前に復学しようとするときは、別記様式第3号により願い出るものとする。この場合において、休学事由の消滅に特段の注意を払う必要があると認める場合は、診断書その他必要な書類により、休学事由の消滅を明らかにしなければならない。

(復学の許可)

第6条 学長は、前条の願い出により復学を許可する。ただし、復学の許可に関して特段の事情が存すると認めるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合において、学長は、必要と認める場合は、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。

(復学の届け出)

第7条 休学期間が満了し復学しようとする者は、別記様式第4号により届け出るものとする。この場合において、傷病を休学事由とするときは、診断書その他必要な書類によ

り、休学事由の消滅を明らかにしなければならない。

(学生の義務)

第8条 前条の届け出の遅滞は、授業料の納付その他学生が負うべき義務の発生を妨げない。

(休学継続の願い出)

第9条 休学期間の満了後に引き続き休学しようとするときは、学長が別に定める期日までに別記様式第1号により願い出なければならない。

(休学継続の許可)

第10条 学長は、前条の願い出を許可するときは、別記様式第2号により通知する。

2 前項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。

3 引き続き休学しようとする事由その他の事項について、学長が必要と認める場合は、第3条第3項の規定を準用する。

(退学の願い出)

第11条 退学しようとする者は、退学しようとする日の10日前(傷病等やむを得ないと認められる事情がある場合を除く。)までに別記様式第5号により願い出なければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の期日について準用する。

3 第1項の場合において、退学しようとする日が属する学期の授業料に関する手続きが未了となっているときは、願い出をすることができない。

(退学の許可)

第12条 学長は、前条第1項の願い出を許可するときは、別記様式第6号により通知する。

2 前項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。

3 退学の事由その他の事項について、学長が必要と認める場合は、第3条第3項の規定を準用する。

(除籍の手続)

第13条 学則第24条第1号、第5号及び第6号の規定による除籍の決定については、第3条第2項の規定を準用する。

2 学則第24条第1項第3号及び第4号の規定による除籍については、別に定める。

3 学長は、前2項により学籍を除いたときは、別記様式第7号により当該学生又は親族等(連絡先として大学に登録されている者をいう。)に通知する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第87号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前から本学に在籍する学生及びこれに準ずる学生については、この

規程の施行にかかわらず、改正後の別記各様式を除き、なお従前の例による。

附 則 （平成31年3月28日規程第136号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 附 則 （令和2年12月25日規程第52号）
（施行期日）
- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月31日規程第86号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

電気通信大学入学料・授業料未払いによる除籍に関する細則

平成27年 3月26日

改正

平成30年10月29日

(趣旨)

第1条 この細則は、休学、復学、退学及び除籍に関する規程第13条第2項の規定に基づき学生の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の決定)

第2条 国立大学法人電気通信大学学則(以下「学則」という。)第24条第3号及び第4号の除籍については、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議(以下「学生支援センター会議」という。)の議を経て学長が決定する。

(入学料未払いによる除籍)

第3条 学則第24条第3号に規定する「所定の日」とは、電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程第6条第2項並びに同第10条第2項及び第3項に規定する日とする。

(授業料未払いによる除籍の基準)

第4条 学則第24条第4号に規定する除籍は、授業料を1期支払わず、催告を受けてもなおこれを支払わない者に対して行うものとする。

(除籍に係る単位等の取扱い)

第5条 第2条により除籍となった場合、当該学期における授業科目の履修登録、成績評価及び単位認定を取り消すものとする。

2 前項の単位認定は、他大学等で修得した単位を当該学期に本学の単位として認定した場合を含むものとする。

(雑則)

第6条 学生の除籍について、この細則に定めがない事項については、学生支援センター会議が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 「授業料未払いによる除籍の基準に関する申合せ」は廃止する。

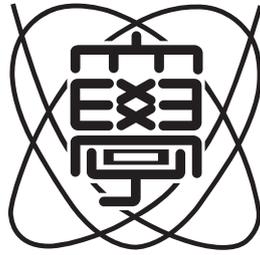
附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

キャンパスライフ 2024 ～学生生活の手引き～

発行 2024年4月
電気通信大学学生課
〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1丁目5番地1

TEL 042-443-5087
E-Mail gakusei-k@office.uec.ac.jp
URL <https://www.uec.ac.jp>



学籍番号	
氏名	